

第六十八回国会 大蔵委員会 議 録 第二十号

昭和四十七年四月十九日(水曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君

理事 宇野 宗佑君

理事 藤井 勝志君

理事 廣瀬 秀吉君

理事 竹本 孫一君

上村 千一郎君

木村 武千代君

佐伯 宗義君

地崎 宇三郎君

野中 英二君

坊 秀男君

三池 信君

吉田 重延君

阿部 助哉君

平林 剛君

堀 昌雄君

貝沼 次郎君

二見 伸明君

小林 政子君

出席國務大臣

大蔵 大臣

出席政府委員

大蔵 政務次官

大蔵省主計局次

長 吉瀬 維哉君

大蔵省銀行局長

近藤 道生君

林野庁長官

福田 省一君

通商産業大臣官

飯塚 史郎君

通商産業省鉱山

石炭局長 青木 慎三君

委員外の出席者

日本専売公社副 泉 美之松君

總裁 日本国有鉄道副 山田 明吉君

總裁 日本電信電話公 秋草 篤二君

社副總裁 日本開 石原 周夫君

日本開 末松 經正君

大蔵委員会調査

室長

委員の異動

四月十九日

辭任

中川 一郎君

岡沢 完治君

同日

辭任

野中 英二君

和 春生君

同日

補欠選任

中川 一郎君

岡沢 完治君

本日

の會議に付した案件

日本開

銀行法の一部を改正する法律案(内閣

提出第一九号)

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法

律案(内閣提出第一八号)(參議院送付)

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三九号)

國の會計に関する件

○齋藤委員長

これより會議を開きます。

日本開

日本開

銀行法の一部を改正する法律案

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法

律案

(本号末尾に掲載)

○齋藤委員長

これより、兩案について政府より

提案理由の説明を求めます。田中大蔵政務次官。

○田中(六)政府委員

ただいま議題となりました

日本開

銀行法の一部を改正する法律案外一法律

案につきまして、提案の理由及びその内容を御説

明申し上げます。

初めに、日本開

銀行法の一部を改正する法律

案について御説明いたします。

日本開

銀行は、昭和二十六年設立以来、經濟

の再建及び産業の開發を促進するため、民間金融

機關が行なう金融を補充、奨励することを目的と

して、長期資金の供給を行なつてまいりました。

設立当初におきましては、日本開

銀行の融資

は、經濟の再建を基本的な目的とした基幹産業中

心に行なわれておりましたが、その後經濟社會の

進展に伴い、漸次変容を遂げ、最近では、都市再

開發、流通近代化、公害防止等いわゆる社會開發

に資するものの比重が高まつております。

このような状況に即応し、さらに、最近におけ

る既成市街地の整備改善、大規模工業基地の建設

等についての新しい要請に、より一そうこたえて

いくためには、日本開

銀行の機能の充實をはか

ることが必要であると考へ、ここに、この法律案

を提出することとした次第であります。

めることとしております。

第二に、日本開

銀行の業務の範圍を拡充する

こととしております。

まず、現行法のもとの日本開

銀行の貸し付

け業務は、設備の取得等及び土地の造成の資金の

貸し付けに限られておりましたが、都市再開發事業

等の円滑な遂行をはかるため、既成市街地の整備

改善事業によつて建設される施設につきまして

は、分譲部分の建設資金も貸し付けることができ

ることとしております。なお、住宅の建設を

主とする事業につきましては、住宅金融公庫の貸

し付けの対象とし、兩機關の業務分野の調整をは

かることとしております。

次に、日本開

銀行の業務の範圍に新たに出資

を加へ、産業の開發の程度が低く、その振興を促

進する必要がある地域において、大規模な工業基

地の建設事業を行なう者に対し、大蔵大臣の認可

を受けて、所要資金の出資をすることができると

こととしております。

第三に、日本開

銀行の借入金等の限度額を引

き上げることとしております。日本開

銀行

の借り入れ及び債券発行の限度額は、現行法で

は、自己資本の額の六倍とされ、また、貸し付け

及び債務保証の限度額は、自己資本の額と借り入

れ等の限度額の合計額とされております。しかる

に、日本開

銀行の昭和四十七年度の貸し付け

は、財政投融資計画によりまして、四千七百三十

億円と予定されておりましたが、これに債務保証を加え

ますと、同年度末の貸し付け等の残高は、約二兆七

千五百五十億円に達すると見込まれますので、現

行法の限度額をこえることとなります。そこで、

日本開

銀行の業務の円滑な運営をはかるため、

長期信用銀行の債券発行限度等を勘案して、借入

金等の限度を、この際、自己資本の額の二十倍に

引き上げることとしております。

次に、準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明いたします。

金融制度調査会は、昨年十二月に、準備預金制度の活用に関する答申を行ないました。この答申におきましては、国際化の進展、国内構造の変化等に伴う今後の新たな金融環境に対処して、有効、適切な金融政策を実施していくためには、その手段の整備をはかることが緊要であるとの観点から、今後、準備預金制度の機能を強化し、その活用をはかることが適当であると述べられております。

今回の制度改正は、この答申に基づくものであります。まず、改正の目的について申し上げます。

今後の経済政策におきましては、政策目標の多様化に伴い、財政、金融、為替等の諸政策を総合いたしましたポリシーミックスの確立がますます必要となりますが、金融政策も、その一環といったしまして、その手段の多様化と整備をはかることが必要であります。

この観点から、金融政策の手段を検討いたしますと、公定歩合操作等の金利政策は、市場メカニズムに基づく金利機能を活用するという見地から考え、今後とも一そう強化をはかるべきであります。

しかしながら、内外資金の流出入が増大する国際化のもとにおきましては、金利操作にあたって国際金利水準をも勘案しなければならぬという制約が出てまいりますので、今後におきましては、直接の金利操作手段でない準備預金制度の機能を充実することが必要であります。

また、同じく、今後は、内外資金の流出入が活発になるであろうことを考えますと、この際、海外からの短資の流入によって国内の金融市場が攪乱されることを防ぐ手段を講じておくことが必要であります。

他方、国内における景気調整政策としての金融政策の有効性確保という観点からも、過去におきまして、引き締め期に引き締め政策の対象外の金

融機関の貸し出しが急増するという現象が見られたことに加えまして、最近では日銀の一般貸し出しがほとんどなくなるといふ事態になっておりますこと、また、今後はわが国における外国銀行の活動が次第に増大するであろうことが予想されますこと等を考えますと、今後は、市中全体の流動性を調整して、金融政策の有効性を確保するため、準備預金制度を整備する必要があります。

以上の理由から、この際、長期的観点に立つて準備預金制度を整備し、その機能の充実をはかることが必要であると考え、ここに、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その大要を御説明申し上げます。

第一に、法律上、準備預金制度の適用対象となる金融機関に、生命保険会社を加え、また、適用対象となる勘定として、現行の預金のほか、金融債、貸付信託の信託元本等を加えることにより、金融政策の有効性を確保しようとするのであります。

第二に、準備率の最高限度を現行の百分の十から百分の二十に引き上げ、この制度の弾力的な活用をはかることのであります。

第三に、準備預金を計算する方法として、現行の残高を基準とする方式に加えて、増加額を基準とする方式をも可能であるようにすることのであります。

最後に、海外短資の流入のルートとなると考えられる非居住者自由円勘定等に対し、他の一般の勘定と區別して、最高一〇〇％までの準備率を適用し得るようになることのであります。これにより、短資流入を効果的に規制するとともに、流入した短資の国内金融市場に与える影響が遮断されることとなります。

以上、日本開発銀行法の一部を改正する法律案の大要を申し述べました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○齋藤委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○齋藤委員長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 たいだいま提案になりました日本開発銀行法の改正案であります。昨年でございましたか一昨年でございましたか、開銀法を当委員会にはかりましたときに、私も経済の再建の問題はすでに終わっているのではないかといいことで、少なくとも第一条の目的については、当面の情勢に見合った目的に改めるべきであるという問題提起を当委員会いたしました。そこで今日、いま提案がなされたわけでありすけれども、私は、

今度の第一条に対する改正の部分でありますけれども、いささかこれでは不十分ではないかという感じがいたしておるわけでありす。すでにいま提案説明の中でも政務次官が読み上げられましたように、「昭和二十六年設立以来、経済の再建及び産業の開発を促進するため、民間金融機関が行なう金融を補完、奨励することを目的として、長期資金の供給を行なうてまいりました。設立当初におきましては、日本開発銀行の融資は、経済の再建を基本的な目的とした基幹産業中心に行なわれておりましたが、その後経済社会の進展に伴い、漸次変容を遂げ、最近では、都市再開発、流通近代化、公害防止等いわゆる社会開発に資するものの比重が高まっております。」こうなっております。

そこで、しかしいま日本の全体の産業の状態とこのを見てみますと、「産業の開発」というのは一体どういふことかというのを少しさだかにしておかなければならないと思うのでありますけれども、少なくとも過去から今日までには産業の開発は、どちらかといえば、もちろん近代化も行なわれてきましたが、かなり量的な開発ということに比重が置かれて今日に至ってきたと私は思うのであります。

のであります。しかし、今日これだけの設備能力を持ち、どちらかといえば少し設備能力が多過ぎるのではないか、需給ギャップも生じておるといふ現状にあって法律改正するといふときには、私はやはり産業の開発といふものの中で、これまでの量及び質という二面にわたるどちらかという比重が量にかかつて、質がなびきりになっておったわけではありませぬけれども、量にかかつておったのを、やはりここで転換をするといふ必要があるのではないかと。

そうすると、その場合には、今度の修正案によりまして、これまで「経済の再建及び産業の開発」という順位に並べられておりましたものが「産業の開発及び経済社会の発展」といふふうには置きかえられてきておるわけですね。

「経済の再建」といふのが実は私はこの開発銀行法の主たるものであったと思っておるわけですね。「産業の開発」といふのは経済の再建に必要な産業の開発を行なうのだ、「及び」といふことで並べてありますけれども、経済の再建に必要な産業の開発だった、こういうふうには実は理解をしておったわけでありす。今度「産業の開発」が前にきて、「経済社会の発展」はあとにきておる。法律で文字を並べる場合には先にきたほうがやはり主要なものであって、次に並べられていてもこれはやや従たる感じを免れない、こういう感じがするわけでありす。

そこで、ちょっとそこらの関連についてお伺いしたいのでありますけれども、「経済の再建」に見合うものは経済社会の新しい発展ではないのか、こういうふうな気がいたします。なぜ「産業の開発」のほうが今度は優先をして前に出て、「経済社会の発展」という、言うならば「経済の再建」に見合う、さらにもっと包括的な課題をうしろに下げたのか、この点を最初にちょっとお伺いしたいと思ひます。

○近藤政府委員 この「経済の再建及び産業の開発」をどういふ表現に改めるかにつきまして、いささつといたしましていろいろの議論がございま

した。その際の私どもの議論の中身が、ただいま堀委員の御指摘になりましたような方向で表現を変えざるべきであるということ、産業の開発を通じて経済社会の発展ということをあらわすにはどういう表現がいいかということに議論がしばしばまわったのでございます。産業の開発という場合に、従来のように単にものをつくらばいい、従来もそれだけではなかったとは存じますが、単にものをつくらばいいというだけではなくて、公害問題等企業の社会的責任にも十分留意した意味での産業の開発、それを通じて経済社会の発展全般に資するという表現をいたしますにはどうしたらよろしいかということで、いろいろ法制局とも相談いたしました結果、「産業の開発及び経済社会の発展」という書き方にいたしますれば、産業の開発を通じて経済社会の発展全体に寄与すること、ことに読み得るといふことで、このような表現にいたしましたわけでございます。

○堀委員 やつぱりちよつとそこが違うのですね。私は、いま前段に申し上げたように、経済の再建をするという主要な大きな目的がある。経済再建という中には産業の開発もありますが、ほかのものもあると思うのですよ。産業の開発だけが日本経済の再建ではなかったと思うのです。だから、その意味では「経済の再建」という大きな課題を前に置いて、その中で特に「産業の開発」に資する部分という意味に比重をかけて開発銀行ということになってきたのじゃないかと思っておるわけでありまして、ですから、常にこれまでの第一の書き方は、少なくともそのときの、要するに全体としての構造上の必要というものをまず明らかにして、その中における開発銀行の役割りというふうな形に私は書かれておったと思うのです。やはり今日必要なのは、政府関係の機関でありますから、現在の政府の方針というのは、経済優先より社会福祉優先ということで、要するに政策の基本を置きかえておるというのが特に昭和四十七年度予算を構成する場合におけるいまの政府の考え方であると思うのです。私はそのことは正しい

と思っておるわけです。そうしますと、やはりいまの産業の開発を通じて経済社会の発展というのはなくて、経済社会の新たな発展に必要な産業の質的な開発というように、これが本来の目的たるべきではないのか。ですから、いまさっき申し上げたように、その産業の開発ということが、たとえばあとに触れられておる都市再開発、地方開発というものは、これは産業の開発とは直接結びつきません。そうすると、ここに比重を高めて提案の趣旨説明も書かれておるわけですね。

だからそのことは、今日の日本経済の中で非常に重要な問題だと考えておるわけです。都市再開発、地方開発という問題は非常に重要な問題である、その認識において私と皆さんの間にはそう差はないと考えておる。そうすると、産業の開発を通じて経済社会の発展ということ、こういうことは一体地域の開発、都市再開発というものと産業の開発との関連というのはどうなんだろうとか、こういうふうには私は感じるものですから、いまもちよつと財政部長である宇野先生とそれから藤井先生にそのことを申し上げておったわけでありまして、けれども、そこで、やはりこの際、この法案は四月一日実施というふうな書かれておりますから、ひとついまの問題についてはおそろしく政務次官も私もあまり大きい差はないのじゃないか、こういう感じがするわけでありまして、そこで表現はさらに皆さんでお考えいただくとして、「経済社会の発展」というのを前に据えて「経済社会の発展及び産業の開発」少なくとも順序はそうならなければ、私はいまの提案の趣旨説明も満度に表現されないことになるのではないかと。

それに多少つけ加えれば、これまでの産業の開発とこれからの産業の開発はやや違ふのだから、特に産業の質的な開発といひますか、もちろん量も多少ひつかかるであらうけれども、質的な開発に重きを置く。さらに「経済社会の発展」はこれでけっこうだと思ふのでありますが、何かこの点は、私は第一案をこう拝見して、何だかさかしまになつておる。かつては「経済の再建」が

先で、「産業の開発」があつたものでありますから、これを「産業の開発」という狭義のものを前へ出して「経済社会の発展」という広義のものをうしろに下げたというのは、どうもいまの福祉優先の政府の姿勢から見ても適切でない、こういう感じがするのですが、そこは政務次官、これは政治的なあれになりますから、政務次官の感想をひとつつちよつと……

○田中(六)政府委員 産業の開発がまさしく量的なものから質的なものに転換している四十七年度予算でございますが、堀委員が御指摘のような感じがいたしますが、私は、すでに質的な転換をしているという前提に立つたならば、産業の開発の中身が、もう考え方が違つてゐるのだから、「及び経済社会の発展」ということを一緒に並列させているという考え方に立てば、これでもいいんじゃないかという気がいたします。

○堀委員 字を前と後ろに下げたからどうということはない差はないようでありますけれども、各種銀行法なりという法律は、一番重要なものは私はやはり第一の目的だと思ふのです。その目的に沿つて今後資金の配分その他が行なわれていくのが相当だ、こう考えますので、私はいま地域開発、都市再開発の運用の姿をちよつと試算をしてみますと、昭和四十五年にはこの二項目だけで二八〇程度であつたものが、四十七年度の皆さんの融資計画では三二〇まで高まつてきておる、たいへんけつこうだと思つておるわけでありまして、これはさらに実はいまの都市問題という非常に重要な問題、さらに過疎を含めた地方の問題という今日の日本の経済の構造的な問題を考える場合に、やはりこれは民間金融機関よりも政府関係の機関が行なうのが私は当然だろう、こう考えますと、たいへんけつこうだと思つておるわけでも、この際、四月一日のほうを修正しなければならぬわけでありまして、この法律を修正する際にひとつこれをひっくり返して、「経済社会の発展及び産業の開発」ということにするほうがこれまでの経過から見ても、今日時点における政策

の配慮から見てもたいへん自然でいいのではないかと。

前段で銀行局長の言われた産業の開発を通じてということであるならば、前のときも「産業の開発及び経済の再建」でよかったんじゃないのか。それを逆に「経済の再建」を前に置いたということとは、やはりわれわれとしてはそれなりにそのときの意味があつた。ですから今日では、私は、「経済社会の発展」というほうが前にあつて、「産業の開発」がうしろに下がるというのがやはり自然の姿だ、こう思うわけでありまして、政務次官まあいいとおっしゃつたのですが、これはひとつ委員の皆さんも一応お考えをいただいて、これは将来に非常に重要な問題でございしますのでさらに検討させていただきますかと思ふのであります。

次は、今回法律を改正して出資が行なえることになるようであります。十八条の五号であります。その中で「産業の開発の程度が低く、その振興を促進する必要がある地域において大規模な工業基地の建設事業を行なう者に対し、大蔵大臣の認可を受けて、当該建設事業に必要な資金の出資をする」となつておりますが、「産業の開発の程度が低く」というのは、一体どの地域からを産業の開発の程度が低いと認定をするのか、最初にちよつと伺います。

○近藤政府委員 産業の開発の程度が低いという場合に、包括的にまず申し上げますと、三大都市圏以外の地域、その地域全体につきましてケース・バイ・ケースで判断をする。それから実行上の問題といたしましては、さらにその中で北東公庫の対象地域を除きまして、結局、三大都市圏及び北東公庫の管轄地域、それ以外の地域につきまして、ケース・バイ・ケースで選定をいたすということになるかと存じます。

○堀委員 三大都市圏というのは、おそらく、京浜それから名古屋、阪神、この三つだろうと思ふのですが、そうすると、北九州はもうすでに、この開発の程度の低いほうへ入りますか。

○近藤政府委員 一応考慮する対象地域には入る

ているわけですが、具体的に北九州のどの部分にどういうプロジェクトができるかということを見ました上で、ケース・バイ・ケースの判断がなされるというふうに考えております。

○堀委員 その次に、「大規模な工業基地」とあるのですが、大規模というのは、どこからが大規模でしょうか。

○近藤政府委員 大規模の程度をどこからという画一的な線はまだ定められていないわけですが、一般的に、大規模な工業基地と同一ようにケース・バイ・ケースに考えられる問題であらうかと考えております。

○堀委員 法律ですから、ここに大規模と書いて、大と中の境は大体どのくらいかという目安がないと、大と書いた意味がないと思うのです。ですから、大というのはどこから上ぐらいな工業基地を大というか。まあ一般通念でけっこうですからね。やはり何らかそこにはじめがないと、何となく大きければいい。これは相対的になれば、百あるのが五十より多い、しかし実際には大というのは三百ぐらいからではないかと、何かそういう、工業団地にしても何らかの基準が当然あってしかるべきではないか、こう思うのですけれども、その点はどうなりましょうか。

○石原説明員 法律の問題でございますが、私の感じを申し上げますと、従来、御承知のように拠点開発ということを申しまして、新産都市とか工業団地というものがございまして、たとえば鹿島について申しますと一千万坪ぐらいの土地でございましょうか。今度、大規模ということばを法律に使っておるのは、私、承知いたしておりますけれども、御承知のような新全国総合開発計画というものがございまして、これでは、必ずしもその境目を正確に申しておるわけではございませんけれども、たとえば二千万坪であり、三千万坪である、あるいはそれ以上であるというようなことを考えまして、例示的でございますが、たとえば、むつ小川原地域でございまして、あるいは九州におきます周防灘地域、あるいは志布志地域とい

うようなことを一応例示しておりますので、従来の新産都市、工業団地というよりは、もう少し単位の広いものだというふうに考えるのが、大抵現在のところであらうかと存じます。

○堀委員 実はいまの、大規模ということの輪郭が大体わかりました。私も、大規模というものは、法律に大規模と書く以上、これはかなりの大規模なんだろうとは思いましたけれども、いまお話ししたのは、確かに大規模で二千万とか三千万とかいうことであれば大きな面積でありますから、新たな意味での工業基地の建設事業ということになると思えますね。それはそれでけっこうなんです。

そこで、この「大規模な工業基地の建設事業を行なう者に対し、大蔵大臣の認可を受けて、当該建設事業に必要な資金の出資をすること。」というわけですが、一体この出資と貸し付けはどういうふうに通うのか。もちろん違うことは私も承知しております。出資というのは、言うなれば新しい事業の資本に参加することでありまして、当然それと貸し付けとは違うというのは私も承知しておりますけれども、ここであらためて法律を改正して出資ということをする理由は何によるのか、ちょっと聞いておきたい。

○近藤政府委員 融資と出資の違いはいろいろあるわけですが、大きな違いはいろいろあるわけですが、金融機関による直接の経営への参加ということが出資の場合にはある程度行ない得るわけでございます。開行銀行が大規模の工業基地の経営自体に参加するということは、それらの地区におきます公共性の確保、その観点から、先ほど来堀委員のお述べになりましたような、新しい社会開発のビジョンに沿いますために、民間の大企業だけにゆだねておけないような分野に對しまして、政府機関がみずから出資を行なうことによりまして、単なる貸し付けでは達成できないようなコントロールを行ない得る体制をしく、そういう必要から出資が行なわれるということにいたしたいというわけでございます。

○堀委員 先ほどのお話を聞いておりますと、現在まだこの出資の制度はつくる、新たなプロジェクトというものはさだかにはきめてない、これからこの制度をつくってプロジェクトに対して新たに対応する、こういう考え方に立っておるわけですか、これは。

○近藤政府委員 そのとおりでございます。

○堀委員 そうしますと、ここで直接経営の参加をすることによって公共性の確保をはかりたいと言われることは、たいへんその点ではけっこうだと思ふのです。この出資の割合ですね、経営への参加は、幾ら出資が少なくても参加はできるわけですが、幾ら出資が少なくても参加はできるわけですが、公共性の確保ということ、少なくともその企業に対する影響力が行使できる条件が伴わなければ、これはできないわけですね。一体その資本の中に対する、ここで考えている出資の割合、目的が公共性の確保という目的であります以上、ある程度これに対する影響力を行使することができる客観的条件を整えなければならぬと、こう考えますけれども、大体はどの程度を目安にしておるのか、ちょっとお伺いしたい。

○近藤政府委員 ただいま申し上げましたような目的を達成いたしますためには、開行銀行及び関係公共団体の出資を合計いたしまして、全体の半分以上ということが一応の目安になるかと思ひます。

○堀委員 いまのはそうだと思います。それが筋道だと思ふのですが、私はいま今度の法案を拜見しておりますが、次に触れる問題とも関連があるのではありませんか、いまの方向は賛成なんです。方向は賛成なんですけれども、そのことによって相当大きな費用の負担というものが開行銀行に来るのではないだろうか。もちろん地方自治体その他にもこれらの参加については限界があることであるけれども、やもすれば開行銀のものをそのいう負担がかかっていく。大規模工業団地の整備ももちろん重要なことでありますけれども、しかし、私はどうも今日の時点で考えますと、やはり

比重の上では、前段で申し上げました要するに社会開発のほうですね、都市開発、いまの地域開発にこれは関係がないということにはなりません。あると思ひます。いまの問題があると思ひますけれども、どうもややちょっと地域開発については、大規模工業団地というものはやはりかなりロットの大きな生産力のあるものをそこにつけようというところになりますから、地域開発の段階とはやや趣きを異にする、結果的には地域開発に役立つこととでありましょうけれども、すでに茨城県における鹿島の問題を見ましても、何だかひさしを貸しておもやをとられつつあるのではないかと感じます。私も私ども抱いておるわけでありまして、けれども、その点で全体とのバランスの関係というものがかなり考慮を必要とするのではないかと感じます。開行銀行としてはどの程度の原資を振り向ける意思があるのか、これは開行銀のほうからひとつ伺いたいと思ひます。

○石原説明員 ただいまのところ、四十七年度でどの程度の出資をいたすかということは予定をいたしておりません。おりませんが、いまお話をいたしましたように、大規模工業基地の土地の取得なりあるいは造成なりそれに関連する仕事、当面まず対象として考えられるわけでありまして、それは相当な金額に相当するだろうと思ひます。ただ、出資によりましてまかないます部分は、御承知のようにその一部でございまして、それを先ほど銀行局長お答えいたしましたように、関係公共団体と私どもで半分、少なくとも半分、まあ半分以上ということでございます。私どものほうは、それととも一つは融資の問題が将来出てまいりますが、金額的には融資のほうが大きくなるかと思ひますが、出資のほうが非常に大きな金額になって私どものほうの資金計画なりあるいは経営の上で支障が生ずるというような大きな額にはならないかと思ひます。御承知のように、北東公庫はすでにむつ小川原の出資をしております。その額などを頭に置きまして、出資の点で非常に

大きな額になるというふうには考えておりません。

○堀委員 いまちょっと北東公庫とむつの開発のことをお触れになったのですが、いまの部分ほどのくらの資金、資本規模でスタートし、それに對して開発公庫の出資は一体どのくらいで、関連公共団体の出資はどのくらいになっておるか、参考のためにひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○近藤政府委員 むつ小川原開発株式会社の資本金が十五億でございまして、北東公庫の出資額が六億円、資本金全体に占めます比率が四割程度でございまして。

○堀委員 いまもう一つの地方公共団体といひますか、それは幾ら出ていますか。

○近藤政府委員 地方公共団体によります出資が一億五千万円でございまして。

○堀委員 今後に予想されるものは、出資としては大體この程度ということでしょうか。もう少し大きな額のじゃないでしょうか。これはいまのむつ小川原ですか、それとその他の關係を私はつまびらかにしておりませんけれども、あそこはちょっと地理的にもその他の諸条件から見て、どうもいま考えられておる志布志湾ですか、あの辺の開発とかそういうところと比べると、今度のもののほうが少し大きなプロジェクトになる可能性があるのでないかという感じがしておるわけですが、その点は大體いま大規模な工業基地のスケールの問題になりますけれども、同じ程度のものということになりますか。ちょっとそこを聞かせてください。

○石原説明員 先ほどちょっと申し上げましたように、新全国総合開発計画というものがございまして、遠隔の地域に大規模な工業基地をつくらうということになっておるわけでありまして。ただ、いま現地のほうでは公共団体あるいはその關係のほうで案をつくっておられるようでありまして、まだ私どももこれを拝見する段階に至っておりませんけれども、全体の開発のスケール、あるいは

何と申しまして出資というのは、こういうことは当然自分の間黒字にならないものでございまして、したがって出資がそれを、そのある期間を乗り越していく非常に大きなさえになるものでございまして、事業計画、資金計画のようなものが明らかになりません、どの程度の出資が必要かということも申しがたいのであります。まあ大ざっぱに、むつ小川原であれだけ大きな計画をやっておるわけですから、それをひとつ頭に置いておけば、大きいお答えをする自信はまだありませんけれども、そこら辺を頭に置いておけばよろしいのではないかと。この問題は、出資をいたしますと当然さっきの影響力の行使、影響力の行使をするためにはいまの企業に人間を持っていく、こういうことが大體一般金融機関の側においても間々見られる例であります。私はそれについて、人が出向の形で派遣をされることについては、これはいまの公共性の確保の面で必要なことであろうかと思ひます。これを否定するものではありませんけれども、出資をすることによって何か退職者の行き先にあてようなどということになったのでは、これはどうも大蔵省は問題がしつちゅう指摘をされておるところであります。今度は大蔵省の先の關係機関がさらにまたその先にクモの巣のように手を伸ばすことはたいへん適切でない、こう考えるのですが、この問題について、いまはそんなことはないけれども先になつたらわからぬというのでも困りますので、この際、この法律で出資をきめるときに、出向についてはもう問題はありせんけれども、要するにここに就職をするというか、この開発銀行からの転出は、これはやらないという確約をこの際ちょうだいしておきたいと思ひますが、いかがでございませうか。

○近藤政府委員 たいだいまお示しになりました御趣旨に沿った運営を厳にやうまいりたいと存じます。未来永劫一人も行かないかということになりますと、これは人の個別の能力その他そのときの状況、いろいろな状況がございまして、一人もというところまで私がいまここで確約を申し上げるということはいかがかと存じます。しかし趣旨をいたしましては、少なくとも人事を目的としたそのようないわゆる天下りの人事の運営というものは絶対に排除いたしまして、この公共性を確保する。大型大規模工業基地の公共的な運営を確保するための出向というように形が運営が行なわれるということを、厳に守ってまいりたいと考えております。

○堀委員 ひとつ政務次官、これは政治的にも非常に重要な問題でありますので、いま局長はちょっと遠慮をされて何か先のことはどうもというお話のようですが、そういうことになりまして、裏返したようにある時期がたてば行けるんだという答弁になりかねませんので、これはどんな時期が来ても要するに就職のような人事は行ないません、これは非常に重要なことですから、いま大蔵省とその關係のところはたいへんそういう面でのいろいろな角度から見られておることでもありますし、新たな制度をつくるにあたってはこの点をきちんとしたい、こう思ひますが、いかがでございしょうか。

○田中(六)政府委員 憲法によつて就職の自由は保障されておりますので、各個人が行くのは別でございまして、いわゆる天下りというふうなことは厳にしないようにしていきたいというふうな思ひます。

○堀委員 憲法の就職の自由は別ですけれども、いまのように直接経営の参加ということ、影響力を行使できる立場にこちがなるわけでしょう。何等で、あるいは無關係なところから行く方については、私は何らそういうことを言う意思はありせんけれども、出資することによって相対的に有利になるところが、下位にあるほうに對して人間を送り込むということは、これは適切でないというところが、いま国民一般の強い批判のまとなつておるわけでありまして、この際、この

ことは厳に行なわないということをもひとつ確認をしたいと思います。

この法律案に對するもう一つは、実は債券発行及び借入れの限度額の変更の問題でありますけれども、これまで開発銀行法が当委員会にかかりましたのは、ほとんどいつも実はこの限度額の変更によつてかかってきたという経緯がございまして、過去における開発銀行法の改正の年次及びそのときにおける倍率をちょっと御答弁いただきたいと思ひます。

○近藤政府委員 昭和二十七年の七月の改正で、借入れ限度は、保証と合せて一倍に改正しました。三十三年四月の改正で借入れ限度が二倍、貸し付け保証限度が三倍と定められております。三十八年三月の改正で借入れ限度が三倍、貸し付け保証限度が四倍と定められております。四十一年三月の改正で借入れ限度が四倍、貸し付け保証限度が五倍に定められております。四十四年三月の改正で借入れ限度が五倍、貸し付け保証限度が六倍に定められております。四十五年四月の改正で借入れ限度が六倍、貸し付け保証限度が七倍に改正をされて現在に至っております。

○堀委員 いま私が伺つたように、少なくとも二十七年以来、三十三年、三十八年、四十一年、四十四年、四十五年と都合六回の改正によつて今日借入れ限度は六倍、こういうことになってまいつておる経緯があります。この際、長期信用銀行法第八條によつて、債券発行限度は二十倍だからというので、一挙に二十倍に持つていくというところは、過去の沿革から見ましても私はどうも適切を欠くのではないかと。一回か二回やうて、どうもこれではということで行なわれたというのならば私どももそれなりに了解をするところでありまして、過去世にずっと一倍、二倍、三倍、四倍、五倍、六倍と、要するに年を追つて必要に応じて改正をされてきたというのが今日の沿革であります。そうすると、たまたま長期信用銀行法の第八條に債券発行限度二十倍があるか

ら、国会へ出してきて、開発銀行についていろいろと議論をされることはどうもわずらわしい、この際これを二十倍にしておきまして、約向こう十年間くらいは開発銀行の総裁も国会へ来ないで済む、たいへんけっこうだということで法律改正がなされるような安易なことは私どもとしても認めるわけにいかない、こういうふうな感じがするのであります。

この点どうも、やはり開発銀行というものは国の機関でありますから、私どもがここにいるいろいろな融資の問題あるいは今度のこれについてもおそらくこれがずっと前に二十倍なっていることになつておつたとするならば、今日この開発銀行法の第一条の問題が論議になつたかどうかということも、これはわからないと思ふのですね。やはりこれはこれまでの経過のとおりに、この際それを六倍から七倍というのがやや短期間に過ぎるといふことであれば、それは八倍でもいい。いくら何でも、一倍、二倍、三倍、四倍、五倍、六倍、二十倍というのは、これはもう常識を逸した取り扱いだ、こう考えるわけであります。六倍から二十倍にした積極的な理由をお答えをいただきました。

○近藤政府委員 実は前回の御質疑の中でも、それからまた附帯決議の中におきまして、もう少し制度的に、基本的に考えたほうがいい、特に附帯決議の制度面での検討というところの御説明の中にも、この限度を含めましてもう少し基本的に考えるべきであるという御議論がございまして、また御質疑の中でも二年に一度一倍ずつ引き上げていくということでは、どうも便宜主義過ぎるのではないか、この際、もう少し制度として確立をすることを考えてはどうかという御意見がございましたので、それらを勘案いたしまして、長期信用銀行その他政府機関の限度等を参考にいたしまして、基本的に二十倍ということで御審議をお願い申し上げた次第でございます。

○堀委員 どうも私、あまり説得力があるように
思えません。それはいまの附帯決議の趣旨は、何

も一ぺんに二十倍にしろということを附帯決議で私どもは述べたつもりはありません。要するにあまり小刻みでもたいへんであるうということについては私ども了解はしておるわけであります。しかしそれにしても、六倍から二十倍というのはいささか行き過ぎではないかという感じがするのであります。やはりどこかこの間に適当な倍率のところがあつてしかるべきではないだろうか。五倍から六倍、これを七倍にしろということを私ども言うつもりはありません。しかし、幾らなんでもそれは八倍であるか十倍であるか、やはりある程度過去の沿革にバランスをとつたものでないと、一、二、三、四、五、六、二十という数は、小学校の子供に聞かせてみてもこれはちょっとおかしいなと思うのが間違いないところだと思ふのでありますね。

ですからその点は私どもとしても、それはもちろんわれわれは行政調査権がありますから法律がなくても開発銀行に來ていただいて議論することではできませんけれども、しかしやはり大蔵委員会というところは御承知のように法律案が非常に多いために、必ずしも十分にそういう一般的な論議ができない場合もありますから、何年間に一べんという法律が出てくることは、開発銀行の諸問題についてここであらためて検討する機会があるということは、私は非常に重要な機会にもなり得るし、同時にまた過去の沿革、これが重要視されることも当然ありますから、その沿革から見まして一応の限度があつてしかるべきではないか。ちよつと二十倍というのは、少くとも十倍、十五倍、二十倍という段階がとられて相当ではないかかというのが私の見解であります、政務次官も提案者ですから、まさかそれがいいというお話にもならぬでしょうが、ちよつと常識的でない感じを受けるという点については、政務次官もそういう感じではございませんか。

○田中(六)政府委員　いろいろ見方があると思いますが、堀委員の見方もあるほどだというふうに考えられます。

○堀委員　まあこれはいまさら、ここで出ておりますから、ひとつ第一条の目的の問題と関連をして、理事会でも少し検討していただくのが適當ではないか、こう考える次第であります。

そこで今度は、少し具体的な政策の中身の問題を伺うことにしたいと思います。実はこの開発銀行のこれまでのいろいろな融資の問題を拝見しておりまして、一つ問題があると思いますのは、金利と利子補給その他の関係でありますね。現在基準金利、特別金利とこういうことになっておるようでありますけれども、特に海運に対しては利子補給が今日もなお依然として、昭和四十九年度まで行なわれるということになっておるようでありますけれども、今日海運の問題はかなり整備がされてきておる。私どもはこう考えておるわけでありまして、コンテナ輸送等の新しい関係の問題、あるいはさっき委員会が始まります前にちょっと触れましたフェリーポートの問題等新しい問題があることは確かにあるわけでございますけれども、これはずっとこう見ておりますと、海運は依然としてたいへんフェリーパーが与えられているような感じがいたしてなりません。

そこで、この基準金利以外の特別金利、それから利子補給等の行なわれた結果のコンテナ船のようなもの、財政融資については年に一％、市中融資については二％、その他のもの、船舶でも財政融資は〇・七、市中融資は二％というのが、四十六、四十七年度の利子補給率のようであります。四十八年、四十九年についてはいずれもそれが〇・五〇になり、二％。二％という市中融資については残るようでありますけれども、これらをまとめてひとつの特別金利の状態を少し詳しく御説明いたしたいと思います。

○石原説明員　基準金利というものがございまして、御承知のようにこれは市中の長期信用銀行の利率にいわゆるプライムレートと申しますか、最優遇金利に相当するものであります。御承知のような沿革がございまして、開発銀行が発足いたしました十年くらいまでの間は御承知のように鉄鋼、石

炭、電力、海運というものに、多いときは八割以上の融資をいたしていた時期がございます。鉄鋼あたりにつきましては世銀借款でやっておりますので、特殊な金利でございしますけれども、それ以外におきましては一応六分五厘というものをベースにいたしまして、海運には融資のほか利子補給制度がございます。利子補給の問題は実は財政問題でございしますので、私どものほうの金利について申し上げますと、そういうような基幹産業を中心としたします六分五厘の率が非常に大きくあった時期があったわけであります。それがだんだん鉄鋼のほうも世銀資金の打ち切りとともに打ち切られる。石炭のほうも近年におきましては非常に企業的にも採算の見通しが立つようなものだけに融資するということで、これも非常に少なくなつてまいりました。海運がだいぶ減つてまいりました。三十八、九年、四十年ころにかけましては、一時全融資額の四割を占めておつたことがありますが、現在は二五、六割以内になつておる。

シアから申しますとだんだんダウンをいたしてまいっております。電力もこれは御承知のようにいわゆる重油火力、重油をたきます火力は三十七年でございましたか、やめております。石炭火力は続いておったのでありますが、これも四十五年でやめております。そのほかに重電延べ払いというものがございまして、これは大型発電機の国産化という意味におきまして外国の大会社に匹敵するような延べ払いをしなればいかぬということで、重電延べ払い融資ということでまいりました。これは四十五年をもって新規を打ち切り、四十六年で全部終了いたしております。

現在残っておりますのは原子力発電でございます。原子力発電につきましては、これは国産化ということはしなくてはならぬ問題でございます。いわゆる国産化融資ということを始めまして、このほうは御承知のように次第にふえております。ただこの融資につきましては、本年度から六分五厘の金利を七分に上げまして、同時にまた融資対象につきましても、よく第一次系二次系というところ

とを申しますが、第一次系の水蒸気を発生いたしますまでの部分のみを融資の対象とし、その水蒸気でタービンを回し発電をいたしますタービンジェネレーターのいわゆる第二次系の部分は四十七年度から融資対象としては落としました。すなわち水蒸気を発生いたしますまでのその部分に融資対象を限定いたしました。それでも現在のようにな原子力発電をふやしていかなければならぬ状況でございますので、これはふえる。したがって、四十六年度あたりから原子力発電が盛んになってきたものでありますから、やや六・五%の金額がふえてきております。大体そこまでの四、五年の間、ことに重油火力を打ち切りまして以来、私どものほうでは電力会社から回収が二百億近くございます。それに対して融資額が大体同額くらいございましたから、したがって、ほとんどふえないという状況であります。最近におきましてまたちょっとふえてまいったという状況でございます。したがって六分五厘のもの大口であります海運もシェアダウンをいたしまして、電力のほうもそういうことでシェアダウン。そういうことでございますので、かつて基幹産業育成の当時ございました六分五厘の金利が非常に多いという事態はだんだん変わってきておるわけでございます。

ただ、それにかわりまして新しく起りましたのは、先ほど来堀委員お話のございました都市再開発の問題であるとか、あるいは公害の問題であるとか、最近の例で申しますと、たとえばパイプラインであるとかいうようなものがございまして、そういうような公共的色彩の非常に強い、したがって採算的にも非常にむずかしいもの、流通関係がそうでございますが、そういうような新しい、大ざっぱに申しますと社会開発的要素の強いもの、それから技術開発というものがこれまた非常に強い要請になっておりますので、国産技術開発、あるいは電子計算機でございますとかそういうもので、新しくまたふえたものがございまして、しかし、概観して申しますと、国産技術開発だ

けは六分五厘でございますが、あとは七分とか七分五厘ということになっておりますので、六分五厘の従来のものは減少してきて、そのかわり七分とか七分五厘というものの政策要素が非常に多様化してまいったものでございますから、そのニュアンスに即しましてあるいは七分とか七分五厘とかいう融資をいたしておるわけでございます。ただこれを通観して申しますと、六分五厘のもので減ってまいっておりますものが多いものでございますから、平均の融資金利は六分七、八厘でございます。いま大体六分九厘、年によりまして七分をこすというようになりまして、ごくわずかでございまして、融資の平均金利というものは若干今日までふえてきておる、こういうことでございます。

○堀委員 そこで、開発銀行はいまは財政資金はほとんど借り入れをしておるわけでありまして、それに人件費その他のコストを加えまして、開発銀行の融資コストというのは一体幾らになるのでしょうか。

○石原説明員 融資コストは二つの部分に便宜分けております。一つは支払い率でございます。これはやや前に戻って申し上げますと、三十年代には三分四厘三分六厘といわれておりました。これは御承知のように二千三百三十九億という政府出資をもらっておるわけですね。この場合にはそれが非常に大きくなるのをいっておるわけでございます。四、五厘という時代が三十年代の末ごろにございました。それがだんだん政府出資は増資しないものでありますから、法定準備が自己資金に加わるだけでございまして、四十六年度におきましては五分一厘二毛ということに相なっております。それに對しまして経費率がかかります。これは二厘五毛でございますが、四十六年度におきましては二厘九毛、これが加わりますと五分四厘一毛というのが四十六年の資金コストでございます。

○堀委員 実はいま開発銀行の基準金利が八・〇%それからいまいおっしゃった比較的特利だとい

われるのが七%から七・五%ですね。どうもこれはいまの金融状況全体から見ますと、いささか高きに過ぎるのではないのかという感じがしておるわけでございますが、実は最近の長期金利の、債券市場の状態を見ておりますと、十四日の日本経済新聞で、これは公社債でありますけれども、最長期ものの利回りは七%です。電債は五十七年九月償還の、一番最近に発行されたものだと思いますけれども、これが十三日現在六・八四%ということで、これは流通価格であります。非常に流通価格が下がってきておる、こういうことは、異常な金融の緩慢を背景として、少なくとも各種金融機関が資金の余剰がずいぶんあるために、貸し出し金利を含めて私は全体に下がってきておると思っております。いまの開発銀行の八・〇%というものと、その他の長期の貸し出し金利との関係は、これは政策金融としては少し高過ぎるのじゃないだろうか。いまのお話を聞きますと、資金コストが五・四一%ぐらいであるならば、必要なものにはもっと低利のもので融資をしてもいいのではないだろうか。実は、開発銀行の経理勘定のこと、これはちょっと資料が古いのでありますけれども、結局国庫納付金を四十五年でも百四十九億四円して、法定準備に百二十六億が回る、こういう姿で、ずいぶん国庫納付金をやっているわけです。

私は、これを見ますと、開発銀行というものを置いた趣旨というのは、開発銀行に収益をかせがせて、国庫に金を入らせるなどということとは二の次であって、前段の、資本に繰り入れる、法定準備に繰り入れるほうはいへんけつこうです。これがまたいまの出資と同じ効果を上げていくからけつこうですけれども、こんなにコストが安くて利益が出ておるなら、高い金利で貸しておるといふことは政策金融の本来の任務が果たされていなのじゃないだろうか。法律の前段にも「一般の金融機関が行う金融を補充し、又は奨励すること

を目的とする。」こう書かれておるわけですから、やはり補充と奨励だから、それをあまり安く

してはならぬということも一つの理由があるのかも知れませんが、どうも私の感じでは、特にいま私が問題提起をしておりますような都市再開発とか、それに準ずる社会構造の変革というふうなもの、本来ペイするものではありませんから、ペイしないものに對しては、その他の海運にしても電力にしても、これは利益を對象として投資をされるわけですから、やがてどこかでペイされると思われるわけでも、その点ペイされないものについては、もう少し金利についての配慮を弾力的に行なう必要があるのではないだろうか、こういう感じがするのであります。その点はいかがでございますか。

○近藤政府委員 ただいまお話のございましたような趣旨で、私どももいたしまして開発銀行の基準金利はできるだけ低下をはかってまいりたいというところで、御高承のとおり昨年九月、それから去る四月一日、二回にわたりました、合計〇・五%の基準金利の低下をはかりまして、現在八%になっておるわけでございますが、これでもなお高いではないかという御意見も当然あるうかと存じます。ただ、一方におきまして、開銀法の二十二条で一般の金融機関との競争を制限している条文がありますので、それから開銀法の同じく十九

条に収支相償の原則が書かれておりますので、それらの点をも勘案いたしながら、しかし全体といたしましては極力基準金利の低下、ひいては開発銀行全体としての金利の低下を、こういう情勢のもとでははかっていくのが、大きな方向として当然要求されるところではなからうかというふう

に考えておるわけでございます。

○堀委員 もちろんいまの開銀法二十二条では民間と競争してはならぬ。政府の機関でありますから当然であります。政府の機関でありまして、けれども、都市再開発のようなものに費用が要する場合に、一民間と開銀との融資比率というものは大体どういうふうになっておりますか。

○石原説明員 当該プロジェクトの性格によるわけでございますが、私鉄の都市乗り入れでありま

すとか、あるいは立体交差でありますとか、あるいは安全効果、そういうようなものにつきましては現在七分でございます。それからあとの再開発の関係につきましては、ことに流通関係でございますが、その融資率は、大都市防災街区が四〇％、特定街区が三〇％、新市街地開発が三〇％、工場分散は、公害の関係で分散いたしますのは五割、それから一般の分散の場合は三割というように、各企業の状態によりますのでこれは一つの目安でございますが、そこら辺の比率でございます。

○堀委員 そうした場合、特に都市開発のようなものは、いまの私鉄の場合もそうありますけれども、収益にプラスになる面よりも、実際は企業の負担になっていることだろうと思うんですね。ですから、そういうときには、たとえばいまの出資があるから金利が安くなると同じように、民間と共同融資をするにしても、民間のほうがある程度高さがあっても、開銀のほうを安くしてやることによって、全体をまけて金利が安くなるということとを配慮するのが適当であって、それは決して開銀法二十二条にいうところの民間の金融機関との競争ということにならないと私は思うのです。

○中田(六)政府委員 公共性の確保ということがあくまでこの改正の基本方針でありますので、先ほど申し上げましたように、「産業の開発及び経済社会の発展」ということは順序がどうかというようなことは、堀委員の指摘のように、一つの流れとして質的な転換、発想法の転換というものを迫られている現実でございますので、まさしくそういうことは考えられますので、そういう点十分勘案しなければなりません、そういう点十分勘案しなればなりません、順序を変えんということよりも、やはりその精神というものが必要でございますので、堀委員の言う考え、あるいは発想法というものは、私どもが拳服膺していけば、十分間に合うのではないかと。したがって、堀委員の指摘するところは、私どもがこれから先の運用面でこれを実現する。たとえば、堀委員がいま指摘しておられるように、法定準備金の問題など十分勘案し、また、金利の問題につきまして

の中でのことを言っておるのは、この際、産業開発よりも住民福祉を中心にするところの新たな経済社会の発展に寄与するための使命に比重をかけてほしい。そのために必要ならば、逆に言うならば、いまのこの法律の一部を改めて、国庫納付金については当分の間法定準備金にすべて繰り入れてもよろしいというぐらゐのことを行なうても、なおかつ安い金利の融資をすることができ、道を開くべきではないか。そのことが、政府関係機関として開発銀行が置かれる本来の、新たなレゾンデートルとして浮かび上がってくる問題ではないだろうか、こういう感じがするわけでありますが、政務次官は、いま私が申し上げてあります基本的な考え方ですね、これが私の第一案を改めたらどうかということにたつたてくるわけでありまして、第一案を「経済社会の発展及び産業の開発」ということに置きかえられないと、いまのような基本的なものの考え方が浮かんでこないのではないかと、こういう感じがいたすわけであり

ますが、ひとつ政務次官のほうから、そういう私の問題提起に対しての考え方を承りたいと思ひます。

○中田(六)政府委員 公共性の確保ということがあくまでこの改正の基本方針でありますので、先ほど申し上げましたように、「産業の開発及び経済社会の発展」ということは順序がどうかというようなことは、堀委員の指摘のように、一つの流れとして質的な転換、発想法の転換というものを迫られている現実でございますので、まさしくそういうことは考えられますので、そういう点十分勘案しなければなりません、そういう点十分勘案しなればなりません、順序を変えんということよりも、やはりその精神というものが必要でございますので、堀委員の言う考え、あるいは発想法というものは、私どもが拳服膺していけば、十分間に合うのではないかと。したがって、堀委員の指摘するところは、私どもがこれから先の運用面でこれを実現する。たとえば、堀委員がいま指摘しておられるように、法定準備金の問題など十分勘案し、また、金利の問題につきまして

も、十分考える余地があるのではないかと気がいたします。

○斎藤委員長 次に、国の会計に関する件について調査を進めます。

受けるのは、公企業の事業の特質から見て、やっぱり一般民間事業と全く同じというわけではございませんので、やむを得ないことだろうと私は思います。したがって、その点はいいたしまして、でも、しかし、当事者能力の問題はここ数年來非常に要望されておりますし、確かにその公企業の性格がそうであるうとも改善の余地はございますが、ただ、いまのような公労法の上に、それを土台としている公企業体の労使関係をここで抜本的に改正して当事者能力を拡大するということは、これは問題がいろいろなところに関連する大きい問題でございますので、この点について、御承知のように、過去において政府の部内で検討した結果、やはりこれは一定の機関に検討してもらうことが適当であるということ、公務員制度審議会に預けてあるという形になっておりますが、なかなかこの結論はこの審議会からも出てこないというところでございます。したがって、それを待つておるわけにもまいりませんので、一応現行法に基づいた上でどういうやり方があるかというようなことを考えて、この二、三年來その点では毎年少しずつ改善が行なわれているという実情でございます。したがって、本年度においても、やはり依然としていままでの少しずつ改善されたやり方によって善処する以外には当面方法がないというふうな私どもは考えております。

○堀委員 ことしも、各公共企業体及び政府の経営する企業の職員の構成しておりますところの労働組合から賃金の引き上げ要求が出されて、現在当事者間において自主的な交渉が行なわれておる、こういうふうな承知をいたしております。しかし、残念ながら、私がこれまで何回も当委員会に論じてまいりましたように、本来企業の賃金の決定というものは企業経営者の責任の範囲で行なわれるべきであるという基本的な資本主義社会における概念を、現在は資本主義の状態でありましてから、私は持つておるわけでありまして、ところが、一向にこの問題が改善をされていく見通しがたない。たいへん複雑な仕組みを通じてしかこの問題の処理がされないということとは、全く遺憾だと考えておるわけでありまして。

そこで、最初に大蔵大臣にお伺いをしたいのですが、最初にも、どうもこれらのいろいろな問題のネックになっておるのは、大蔵省のもの考え方、いま私の言う、資本主義社会における企業の賃金決定は企業の経営者がその責任において行なうということをはばんでおるようには私は感じておるのであります。大蔵大臣、これはどうお考えになりますか。

○水田国務大臣 これは私は、大蔵省の考え方はばんでおるというのじゃなくて、御承知のように、公共企業体等につきましては、公労法に基づいて、団体交渉権とかあるいは団体協約の締結権は認められておる、当事者能力は認められておる、この公企業の性格が、公共的、公益的な性格を持つておるということから、予算の制約を受けておるということであって、ある程度制約を

○堀委員 どうもたいへん歯切れの悪い答弁で、前段のほうではたいへん何かい話のようになんか見えておると、だんだんそれが途中でだめになつてきて、もうおしまいのところであまあし少し努力するということのようであります。私はきょう時間がありませんからあまり触れませんが、公労法の定められたようにやってもいさえすれば私どもはあまり問題はない、こう思つておるのです。公労法十六条では、仲裁による場合もあるけれども、また要するに経営者が決定した賃金については政府がそれを国会にかけつて国会が認めればよろしい、こうなつておるわけでありましてからね。

ですから、その点はいまの公労法十六条をそのまま運用されれば支障がそんなにないんじゃないか。

結局、私はかねてから申し上げておりますように、それを皆さんのほうで予算総則なりあるいは公労法なりでくっつけておるために現実には非常に動きがとれないということになっておるわけですから、私は、公務員制度審議会でどうこの問題よりも、政府がみずからこの問題については適当の時期に解決をつけるのが正しい労使慣行をつくることになるのではないかと申すのです。ここで公労法第一条をもう一回読んでおきますと、公労法

第一条は、「この法律は、公共企業体及び国の経営する企業の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的且つ平和的調整を図るよう団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて、公共企業体及び国の経営する企業の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。」こういうふうにあるわけですね。本来私は、賃金の引き上げというのは苦情や紛争ではないので、本来的にいえば公労法の範囲に入らない問題なんです。実は、本来は私にそうだと思つてゐる。それが実は皆さんのほうで当事者能力を奪うために、それが苦情になり紛争になっておるといふのが今日の段階だと思つてゐる。大臣はその点どうでしょうか。賃金引き上げというの一般論として苦情や紛争に該当すると思われませんか、大蔵大臣。

○水田国務大臣 これは別ものかもしれませんが。○堀委員 けっこうです。労働大臣はいかがですか。○塚原国務大臣 水田大蔵大臣の見解と同じでございます。

○堀委員 そうすると、別なものが――要するにいまの公労法の定めでやらなければならぬと大蔵大臣はさっきおっしゃつたですね。別なものが公労法によつて処理をされなければならぬというのはそれじゃ一体どこに原因があるのでしょうか、大蔵大臣。

○水田国務大臣 これは公共企業体が賃金を決定すればいいということでございまして、これについては企業体の一方的な決定ということについては当然ここに問題が起ることでございまして、団体交渉というものが行なわれてこれが円満に妥結をするのならこれはよろしいでございまして、が、実際においてはいまの仲裁裁定によつて決定されるということになっておりますので、いままでの例を見ましたら、最初から両方ともどうせそうなるというふうなことを考えておつて、中間で企業体自身が有額回答をしたり何かするといふようなこともなかったというのが実情でござい

ますが、それはやはりそれではないかというので、交渉によつて妥結するのなら、そこまではないかなくてするという自主交渉の道を開かなければいけないという改善策がこの四、五年来とられておるといふことだと思つてゐます。

○堀委員 いまちょっと大臣の答弁、適当でない点があるのですけれども、いまの、賃金の決定が一方的な決定は当然問題が起るとおっしゃるのには少し問題があると思つてゐます。ですから、これはちょっとあとでお考えをいただきたいのですけれども、私がいま申し上げておりましたことは、どこに問題があるのか。要するに、もしかりに労使間できまつて、これまで国は、これらの公共企業体やその他にあるいは予算の増額をしたとかいろいろなことを過去にやつていないんですね。ここ数年來見ておられますけれども、要するに予算総則のワケを越えて仲裁裁定できます。新たな原資が要するようになるわけです。昨年から五割給与費の中に組まれるようになりましてから、その新たな原資というものはこれまで比べれば幅は少なくなつたけれども、現在組まれていない新たな原資を給与費に組まなければいけない。それは手続としては仲裁裁定という手続によつて組みますという手続法はありますけれども、その金自身は企業体がみずから生み出してやつておるわけですね。国があつて補助金を出したりいろいろ金を現業

なりそういう企業体に出しては出ていなくて、その企業体の中でやりくりをして給与の処理がされておるといふのが今日の経緯で、私はこう思つておりますが、大臣、違ひますか、その点は。

○水田国務大臣 大体経過はそんなつてゐます。

○堀委員 企業が企業体の内部でやりくりしてやることに政府がなぜ仲裁裁定などというものをもつて介入しなければならぬのですか。私は、もしいまのそういう制度が取つたれば、企業と労働者の中で話し合いによつて十分処理できる、解決はもたらされるし、そのことによつてストライキその他の行為が行なわれないために、国民もそれから企業も労働者もすべてが失うものな円満な解決の道は十分開かれておる、もう予測をして、一方的な決定は当然問題が起るといふこの発想の中に労使関係の中における不信感を醸成しておるのではないか、こういう感じがするわけでありまして。

ちよつとここで公社の方にお伺いをしたいと思つておられます。皆さん方は企業の労使間で話し合いをすることによつて賃金問題が平和的に解決できるという自信があるかないか。三公社来ておられるようでありますから、ひとつ順次お答えをいただきたいと思つてゐます。

○山田説明員 いずれ他の公社からもお話があると思つてゐますが、国鉄の現在の財政事情では非常に困難な状況でございまして。

○秋草説明員 先生から御質問がございましたように、過去におきましては確かに公共企業体におきまして労使間の賃金決定につきましては、私どもすらもそういう疑念を持ちまして、いろいろ努力を続けてまいりました。昨今、ここ数年來非常に転換をいたしました。いわゆる自主能力、自主回答、こういうことのある有額回答の道ができるようになりまして。その結果におきまして、労使間の非常な明朗な空気というものは、なかなか数字には出ませんけれども、私どもの労使間におきましては非常に大きな効果ではないかと思つてゐます。した

がつて、これがまた事業の成長あるいは改善に寄与するところが大きかつたと思つてゐます。

ただ御質問の完全無欠の自主能力を発揮いたしました、完全に自主解決をしていくということ、私どもはまだまだちよつと疑念を持っております。それはやはり時と場合によりましては可能性のあることもございまして、事業というものがある、非常にまた大きく国民に影響する料金の問題あるいはサービスの問題、そういうものの問題が公共企業体独自でなかなか解決でき得ないような前提条件がございまして、これは十分な配慮を必要といたしますが、まずまず私どもは相当の自信を持つてこれは解決に当たれると思つておられます。今日におきましては、こういう問題は公共企業体におきまして当然でございまして、公共企業体におきまして世間の批判というものが相当強烈でございまして。こういう情報化社会でございまして、安易な処置ということとは必ずや世間の批判を受けます。したがつて、相当自肅自戒して、労使双方とも努力すればやれることだと私は思つておられます。

○泉説明員 専売公社といたしましては、御承知のとおりここ数年來労使間におきまして、賃金を自主交渉、自主解決でやつていきたいという気持ちで交渉をいたしております。ただ御存じのように、専売公社法第四十三条の二十二という規定がございまして、給与準則がございまして、その制約のもとにおいてしか交渉することができないという、そういう前提のもとにおいての交渉でありまして、そういうことで大蔵大臣の御承認を得て、経費の節減あるいは収入の増加をはかるということの見通しが立つというふうな段階におきましては、自主的に解決できる、このように思つております。

○堀委員 いまの御答弁、三公社聞きますと、国鉄の場合は、財政事情が困難な面もありまして、からちよつと無理があるかもしれないが、あとの電電、専売については、いま専売公社、電電公社もお答えになつたように、いまの予算総則なり

公社法の規定がなければ、私は円満妥結の道は十分にある、こう考えておるわけですね。すべてがそうなければいへんけれども、一応やれるところだけでも、あまりに形式的な、仲裁でなければ処理できないなどという手続法だけを重視するようなことのない、現実的な処理の解決というものは、私は当然あっていいんじゃないか、こう思っております。労働大臣、いかがでございますでしょうか、これは。

○塚原国務大臣 当事者同士、労使双方の自主的な話し合いで解決されることが一番望ましいのです。しかし、大蔵大臣も言うておるように、なかなかそこに困難性があつた。私もかつて給与担当をやった当時考えたことですが、当事者能力というのとはほとんどゼロにひとしかった。しかし一昨年から、批判はあつても前向きになったといふことは、私はいいと思うのです。だからもとへ戻るようですが、やはり自主的な解決が一番望ましいが、現実には困難であるという場合には——予算はまだ通つておりません、参議院で御審議中でありまして、しかし、これがいつ上がるか、また憲法に従つてどうかという、これはあくまでも院のやることです。私がとやかく言うべき問題ではございませぬが、やはりこれを一つの既成事実として、そして時期を失さない、タイミングよくこの問題に対処していくのが現実の問題ではなからうか。理想としてはあくまでも自主的な話し合いによつて解決する、それが一番望ましい姿であります。

○堀委員 そこでちょっと労働大臣にお伺いしたいのですが、実は昨日私どもの赤松委員長その他党の代表が労働大臣と官房長官にお目にかかりまして、いまの有額回答の問題についてお話を申し上げました。その中で、要するに予算の成立を一つ前提条件とするけれども、しかし有額回答を公社がやれるように取り計らいたいというようになことを官房長官、労働大臣から御発言をいただいたというように、私どもは聞いておるわけでありまして、電電公社及び専売公社は、政府からそうい

う有額回答を行なつてもよろしいという通知を受けておりますか、いまの時点までに。昨日していただくというふうに聞いておるのですが、先にちょっとそつちを伺つてから労働大臣に伺ひましょ。

電電公社、有額回答についての政府の何か見解が皆さんのところに来ておりますか。

○秋草説明員 この数年來……

○堀委員 このうの話をあとのことだけ言つてください。

○秋草説明員 具体的には、何もう有額回答をやつてよろしいという御指示はございませぬ。

○堀委員 専売公社はどうでしょうか。

○泉説明員 専売公社のほうにも、政府からそのような御連絡はございませぬ。

○堀委員 きのうはそういうふうにも私も伺つておるのですが、労働大臣、官房長官と御一緒においでになつたので、官房長官お呼びすればよかったんですが、時間がありませんから労働大臣だけにしたんですが、これはどういう真意だったんでしょうか。ちよつとここで重ねて明らかにしておいていただきたいと思います。

○塚原国務大臣 これは事実をはつきりしたほうがいいと思ひますが、参議院の予算委員会が終わりました。私、衆議院の社労に呼ばれて出てまいりましたら、赤松君と平林君それから労働局長その他の方がおられまして、理事会の部屋にお入り願ひたい、実は有額回答の問題、ただいま参議院で審議しているのとやかく言うべきではないし、これは大蔵当局とも私はよく打ち合わせをしなければならぬ。もちろん水田大蔵大臣とは私は相談いたしております。しかし諸般の情勢から考えて、タイミングを失しないといふことは、つまり予算が通るといふことを前提として有額回答もなし得るという見解は、確かに官房長官も私も表明いたしました。その間、私は一分くらいですぐ社労の社会党から矢のような催促が来たもので、社労に行つてしまひまして、そのあとのことはわかりませんが、端的にいつて、これは財

政当局、水田さんともよく相談いたしておりますが、予算が通つてからでは間に合わないといううなタイミングの問題がありますので、そういうことを申し上げたわけでありまして、それが真相であります。

○水田国務大臣 その点、実はきのう参議院の予算委員会でも質問がなされて、私、答えましたので、ここで申し上げたいと思ひますが、政府でいまその方針がきまつておるわけではございませぬ。いままでも暫定予算中に有額回答ができるかどうかという問題は、政府の部内で検討はしております。それと同時に、民間の資金を勘案してきめなければならぬといふことになつておりますが、まだ民間の資金状況といふようなものがわかりませんので、したがつて企業体当局は、いま有額回答を待つておる時期であらう、当然それういう時期であらうと考へられますが、しかしこれはもう少したつて、予算がどうしても通らぬといふ間は一切有額回答ができないものかといふううな考へ方について、労働大臣、われわれのほうでは、政府が有額回答をするといふことは、もしこれを受け入れられた場合には、これは確定債務になることでございまして、確定債務といふものを予算の通らない間にかつて企業体が持つてございまして、しかしすでに予算審議がこまできていゝる実情を見ましたら、予算が成立した場合にどういふような一つの条件つきな考へ方であるか、という方向も適当な時期にしようと思へばあり得るという解釈を、一応気持ちを相談したといふこととございまして、政府でそういう方針をきめてしまつたわけではないので、まだ依然として検討段階といふことになるかと思ひますが、したがつて各企業体にそういう方針を通知しているとかいふようなことはまだ現在のところございませぬ。

○堀委員 これは例年に比べて、春闘の問題は早期に解決したいというのが実は労働組合の側の意向のようであります。私どもが伺つておるところでは、最終的には二十七、八日ぐらひにどんな

ことがあつても最終的結論を出したいというのが労働組合の側の見解のようであります。

そこで私は、過去の例を見ますと、実は——昨日鉄鋼の回答が出ました。鉄鋼の回答はベースアップについては昨年と同じ六千円、定昇が千六百五十円、合わせて七千六百五十円ということとで昨日出ました。最近の状態をずっと見ますと、この鉄鋼の回答を公労協の回答が下つたことはいない。いつでもこの鉄鋼の回答よりも上回つて公労協の賃金の回答が出されるという過去における姿であります。そう考へてきますと、これは当然に、鉄鋼がそういうふうな昨年と同額——ちよつと多くなりますね、百五十円くらい多くなつております。これは定昇の増加分であらうと思ひますが、そういうことであるならば、やはり公労協においては少なくとも昨年と同じ額の有額回答、昨年は四千四百八十八円といふ有額回答が実は四月二十七日に行なわれておるわけでありまして、これは昨年並みといふことで六千七百六十円、昨年並みの有額回答をすることはそれより少しは上回るにきまつておるので、下つた例はないのであります。この際はまずすみやかに昨年並みの有額回答をしていただくことが、実は国民がいゝろいろな不測の事態の影響を受けなくて済むことになるし、あとの決着の問題については、それ以後の労使間の問題あるいは公共企業体等労働委員会等の問題で処理をされてしかるべきではないか、こういうふうな私、感じておりますので、少なくともこの件については、いま労働大臣も時期を失せずとおっしゃつておられますが、まさに時期を失しないといふことがこの際非常に重要であります。額の問題については鉄鋼が昨年と同額であるといふことならば、おそらく今後の全体の賃金のきまり方は昨年と同額となると思ひますので、その点についてはひとつ配慮をして、すみやかにこれらの有額回答が行なえるような指示を政府の内部において決定をしていただきたい。要するに時期を失すればそれだけ国民も被害を受けることになるし、政府としてもそのことは必ずしも

望ましい方向ではないと私も考えておるのでありますが、この点ちょっと労働大臣から先にお答えいただきたいと思います。

○塚原国務大臣 堀委員すでに御承知のように、あれは三十九年でありまして、池田総理と太田総評議長との間にいわゆるトップレベル会談がありまして、当事者能力を持たせる、それから民間資金というものを育てからやれというのが一つのプリンシプルだったと私は思っております。ですから、われわれはこのプリンシプルを急に変えようという考えは毛頭ございません。これは尊重しなければならぬと思います。

なるほど鉄鋼は昨日出ました。参議院でございましたか、鉄鋼が出たからすべてもうわかったじゃないかという御質問もありましたが、やはりこれで民間資金がそろったとは私は思っておりません。しかし造船、電機、私鉄等これから相次いで来るでしょう。あるいはかなり早い時期に来るのではないかと思っておりますが、やはりそういう動向も見きわめなければなりません。

それから、いま堀委員から昨年の例、それから今年度の、非常に含蓄に富んだ御発言もございましたし、また議員諸君から、また組合の方々から、各方面から私に対していろいろなアドバイスもちょうだいいたしております。私はこれをよく頭の中に入れております。しかし今日の段階でその池田・太田会談のプリンシプルを曲げないということももちろんその一つであります。それから大蔵当局との詰め、水田さんとの相談、それから関係関係会議等もこれあり、それをどういうふうな形でやり、それでいつ、幾らというふうなことは今日の段階としては私としては申し上げられない、このことはひとつ御了承いただきたいと思います。

○堀委員 大蔵大臣、私、これまでここでずいぶん春闘の問題をやっています、たいへん曲がりくねったむだな手続が多過ぎると思うのです。確かにいまおっしゃったように民間資金というものをつつ目安にすることは、この電電公社法第三

十条、専売公社法第二十一条にちゃんとそのことは書いてあります。しかし、民間の資金の動向というのは鉄鋼がきまればそれで大体こうなっているというのが過去の経緯であるならば、要するにそこををにらんで、まあそれと同じであるかどうかは政府の判断もありましようけれども、一応やはりいまのような短期間で問題を処理するときには、労働大臣がいまおっしゃったように造船あるいは電機、私鉄が出てこなければいけないなんということになる、これはたいへんな混乱を国民が受けることになりかねないわけでありまして、私どもはその点は、政府は少し勇断をもってこれらの問題に対処していただく必要があるのではないかと。いま労働大臣がいまじくも時期を失しないようにとおっしゃった。今度の公労協の賃金問題で一番重要なのは私は時期を失しないということだと考えております。あわせて、この人たちの労働が正当に評価されるということでは、いまの法律、電電公社法では「職員の給与は、その職務の内容と責任に應ずるものであり、且つ、職員が發揮した能力が考慮されるものでなければならぬ。」「前項の給与は、国家公務員及び民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」「専売のほうは「公社の職員の給与は、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮し」と、いずれもなっております。民間の企業の実情というものは、私は過去の例では鉄鋼産業のきまりでまると思っております。大蔵大臣もここでひとつ鉄鋼産業の回答を十分頭に置いて、時期を失せざる処置を三公社五現業に指示できるようにすみやかに決定をお願いしたいと思います。大蔵大臣、いかがでございますでしょうか。

○水田国務大臣 労働大臣の考えはさつき申しましたようなこととございますので、そういう指導を当然労働大臣もすると思っております。実際においては有額回答の時期、内容は公共企業体がまず自主的にきめる問題でございますので、この点はいまの段階はまだ私どもが口を出す段階ではござい

せん。しかしタイミングを失しないようにとかいうような、労使間の紛争を避けるためのいろいろな指導は、主務官庁である労働大臣が十分考えてやってくれることと思っております。

○堀委員 いまのことは、手続は労働大臣がおやりになりますけれども、ざっくりばらんな話が、私もここでのこの問題をやるのはやはり予算の關係は大蔵省が所管をしておることでありまして、大蔵大臣がその気になつて労働大臣と、あるいはその他の方と協議をしていただかないことには、金の話は労働大臣がおきめになるわけにはいかないだろうと思っております。私はやはりその点は大蔵大臣が責任をもってひとつ処理をしていただくことがこの問題の平和的な解決に大きく資するわけでありまして、その点大蔵大臣、ひとつもう一ぺん責任を持った御答弁をいただきたいと思ひます。

○水田国務大臣 有額回答については、当然その前に各企業から相談があるものと思ひますので、これは善処いたします。

○堀委員 じゃ、相談があれば考えは述べられる、こういうことですね。企業側から相談があれば、大蔵省としての考えは大臣は述べ、述べれば当然それを受けて企業側は有額回答をする、こういうふうな仕組みになる、こういうことを確認してよろしうございませう。

○水田国務大臣 普通なら相談しなくてもこれは独自に回答できる問題でございますが、回答するにいつてどうしても大蔵大臣との協議を必要とするという問題は当然相談が来るものと思っております。

○堀委員 相談が来るもの、じゃないですよ。あなたとは相談が来たなら意見を述べて、そして有額回答がすまやかにできるように処置をしてくださるねと聞いているのですよ。あなた、さつきさういふふうな趣意のことを言われたから、だから相談がきたらあなたの、大蔵省としての考えをそこではっきり言えば、それに基づいて公社側は有額回答できるわけですから、その点をさつきして

○堀委員 相談が来るもの、じゃないですよ。あなたとは相談が来たなら意見を述べて、そして有額回答がすまやかにできるように処置をしてくださるねと聞いているのですよ。あなた、さつきさういふふうな趣意のことを言われたから、だから相談がきたらあなたの、大蔵省としての考えをそこではっきり言えば、それに基づいて公社側は有額回答できるわけですから、その点をさつきして

○堀委員 相談が来るもの、じゃないですよ。あなたとは相談が来たなら意見を述べて、そして有額回答がすまやかにできるように処置をしてくださるねと聞いているのですよ。あなた、さつきさういふふうな趣意のことを言われたから、だから相談がきたらあなたの、大蔵省としての考えをそこではっきり言えば、それに基づいて公社側は有額回答できるわけですから、その点をさつきして

○堀委員 相談が来るもの、じゃないですよ。あなたとは相談が来たなら意見を述べて、そして有額回答がすまやかにできるように処置をしてくださるねと聞いているのですよ。あなた、さつきさういふふうな趣意のことを言われたから、だから相談がきたらあなたの、大蔵省としての考えをそこではっきり言えば、それに基づいて公社側は有額回答できるわけですから、その点をさつきして

ださいと言っておるのですから、あなたのおっしゃったとおりです、こう言ってくればいいのです。

○水田国務大臣 ですから、相談しなくても有額回答ができる場合は相談が来ないのですが、相談しなければなかなか有額回答ができないという場合には相談がある。その場合には相談に乗って有額回答ができるように努力することです。

○廣瀬委員 廣瀬秀吉君。○廣瀬(秀)委員 いま、大蔵大臣から、そういう場合には有額回答できるように努力をしますという回答がありました。ところが、この同じ公共企業関係でも、国鉄及び林野庁ですか、これは経営が赤字になつておるといふようなことで、先ほど国鉄副総裁も、ほかの公社並みにはいきませんというふうな答弁があったわけなんです。この点については、そういう場合においても同じ公共企業等労働関係法の適用を受ける労働者の賃金問題は歩調をそろえてやれるようにするのが当然であると思うわけでありまして、労働大臣のその点における見解をまずお聞きをしておきたいと思ひます。

○塚原国務大臣 新聞等もいまの二つの問題について触れておりますし、いま廣瀬議員からの御質問でもありますが、そこまで詰めた議論はまだいたしておりませんが、私としては、同じように扱っていくのが至当だろう、このように考えております。

○廣瀬(秀)委員 では、労働大臣けっこうです。そこで、国鉄、林野庁関係は経営が赤字になつていて、国鉄の場合、この国会に予算のほかに運賃値上げ法案が出ています。こういう問題もかえりておるといふこと、しかも運賃値上げによる収入というものを約千七百八十八億ですか見込んでおるといふような段階で、まだその法案が昨日から審議が始まったばかりという段階で、有額回答などはとてもといった状況であらうと思うわけでありまして、先ほど大蔵大臣おっしゃったように、

そういうところは電電なりあるいは専売なりとかなり事情が違ふ。そうすれば、さうそくほかの有額回答できるという状態になって、それとやはり労働大臣も労働行政の立場において同じように取り扱っていきたいということになれば、当然相談に来るだろうと思うのです。これは相談せざるを得ない。金を握っておられる大蔵省と相談せざるを得ないということになるわけでありすが、大体歩調を合わせてやり何らかの措置を講じて有額回答が同様にできるようにはからうとおもひがあるかどうか。昨年も同じような時期に当時の福田大蔵大臣に私、同じような質問をいたしたわけですが、事情はほとんど変わっていない。ことは運賃法が出てくるというところは一つあるけれども、変わりはない。それらの問題についてはほかの公企体と国鉄あるいは林野——これは林野も同じような立場だけれども、そういうものに差別を設ける気持ちはないのだということを表明されたわけですが、大蔵大臣、いかがでございますか。

○水田国務大臣 国鉄の予算の中には一定の昇給財源というものが見込まれてはおりますが、しかし、それは今年度運賃のアップが通過するというようなことが前提の予算でございますので、それが実現できるかどうかというように、それによって、この国鉄の財政というものは相当大きい狂いを生ずると思ひます。したがって、そういう段階で、国鉄当局が有額回答をいまのところするかしらないかといううなことは、私もにはいま簡単に見当もつかないし、国鉄当局はおそらくそういう問題では十分検討している段階であらうと思ひます。

○広瀬(秀)委員 国鉄は国鉄なりの検討は当然するであらうけれども、先ほどあなたが申し上げたように、とうてい国鉄のいまの立場としては、他の公企体あるいはほかの公企体労働関係法の適用を受ける事業主体が有額回答を出して、国鉄だけは出せない、これは何とかなりませんかというところであなたのごところに相談に来られることは目に見えていることです。その場合に、いま

労働大臣がおっしゃったように、同じような形で有額回答を出せるように大蔵省としては協力をし、もたらなければ、やはりこの紛争というものは解決をしないし、また有史以来の大きな迷惑を国民大衆にかけるようなことになりかねないと思うのです。

もう一つは、国鉄の経営の赤字というものの本質は一体どういふものなのかというところをしっかりと考へておいていただきたい。国鉄の賃金は、職員の平均年齢が高いにもかかわらず相対的に低くなつておるといふ、いわゆる国鉄の勤務態様といふものが、労働時間でも、明らかに全産業よりも多くの時間働いておると、あるいは労働の態様等におきましても、深夜労働あるいは危険労働、屋外労働といふようなきわめて不利な条件にあるという問題、危険度も高いし、あるいはまた責任の非常に高い労働をやっておる、そしてそういう状況にあるのだということ、しかも国鉄がなぜ赤字が出たという問題については、その赤字は国民の福祉になつてゐるのです。この国民が受けた福祉、国民が受けた生活上の利便そのものがそのまま国鉄の赤字になつておる、こういうものに対する国の責任というものはやはり明らかにしてやらなければならぬ。そういうような立場から、国鉄の経営がそういう形で赤字になつておる、経営が困難になつておるといふようなものについて、大蔵省の責任において、それらの問題について解消するといふことで、ほかの公企体並みには全般を通じてこの賃金問題の解決にあつてそういう方向でいくべきである、このように思ふのでありますが、そういうことには大蔵大臣の見解を確認してよろしくございませうか。

○水田国務大臣 そういふ方向でいくべきであるといふことはもうそのとおりでございます。そのために国鉄で申しましたら、国鉄の財政の立て直しをやらなければならぬといふことから、四十七年度の国鉄予算におきましては、国鉄自身の企業努力をすべきもの、それから運賃の引き上げによるもの、一方国の財政援助によるものという

ようなものを十分考へて、国鉄が再建されるような方策を私どもは今度立てたわけでございませう。その方式に基いた予算が今年度の国鉄予算だと思ひます。したがって、その予算のどこかがくずれないといふようなことでございしたら、これは国鉄の財政は他の公企体の財政と全く違ふ立場になるのでございませう。一緒に扱つてやろうとしてもできないといふ事態が起こるかもしれない、そういう問題をいま国鉄自身は持つておるのだと私は考へております。

ですから、せつかく再建方式をこれできめて、国も千三百三十四億という昨年の三倍以上の助成をするといふ責任を持つといふことをやつたのでございませう。国鉄自身にも当然国鉄のすべきいろいろな責任を果たしてやらうといふことによつて、初めて他の企業と同じような取り扱いを今回の場合もやはりできるということになるだろうと思ひます。私どもは一緒にそういう扱いをしたいためにいま骨を折つておるといふことでありますから、このあれがくずれないといふことでしたら話が違つてくると思ひます。

○広瀬(秀)委員 いろいろ答弁があつたわけだけれども、要するに、ほかの公企体並みに扱いたいという気持ちであることには変わりはない、そういうことです。

○水田国務大臣 気持ちはそのとおりでございます。

○広瀬(秀)委員 時間がありませんので、林野庁でせつかくおいていただけたけれども、時間の制約でできませんので、あとでまたやりたいと思ひます。

○斎藤委員長 和田春生君。

○和田(春)委員 先ほど来質問が出ておりますけれども、いまの公労委あるいは公企体の当事者能力についての問題点がいろいろたくさんあるわけですが、それはもう時間がたいへん限られておりますので、その点は省略をいたします。実際に即して実質的な質問を端的にいたしますので、大蔵大臣からはつきりお答えを願ひたいと思ひます。

うのです。

先ほど来の同僚委員のやり取りを伺つておりますと、公企体の当事者から相談があつた場合には、いふようなていさひのいいことを言つておられますけれども、全部大蔵省がリモンをしていけるわけなんです、これはもう天下周知の事実でございます。国鉄の総裁といへども自分の判断で幾ら出すといふことは答えられないのです、この賃金問題は。したがって、そういう意味で大蔵大臣にお伺いをするわけです。先ほどの質問と多少重複をいたしますが、公労委の調停段階で三公社五現業からそれぞれ有額回答を出させるようにするの、かしないのか。イエス、ノーではつきりとお答えを願ひたいと思ひます。第一点の質問です。

○水田国務大臣 これは政府が出させるのか出させないのかという問題じゃなくて、民間の賃金問題の進みぐあいとかいろいろなものによつて各企業が判断してこれをやるべき問題でございませう。政府がこれにこうという命令でやらせるといふ性質のものではないと思ひます。

○和田(春)委員 そういう言い掛けをしちやいかぬです。私は公労委の調停、仲裁をすつと実際にやつてきて、裏も表も知つておるんです。春の賃上げ闘争大詰めになってゐるので、最初冒頭申し上げたように、実態的に伺ひたい。三公五現が命令するかしらないかは別です。三公五現が大蔵の承諾なくして自発的にできますか。自発的にやつた事実が一度でもあります。ないでしよう。だからいま調停にこれからかかつて、仲裁裁定までいくんでしようけれども、少なくとも公労委の仲裁の段階において、有額回答を出させるようにされるのかどうかということを知りたいと思ひます。

○水田国務大臣 調停以前の段階で自主交渉段階からもうすでにいままでやつておる……。

○和田(春)委員 それで私はその点を聞いてゐるんですが、調停にいく前の自主交渉の段階で有額回答を出させるようにするといふわけですね。そうすると、その有額回答は労使によつて立場は違

いまいしうけれども、団体交渉で解決の土台になる額を出させるようにするつもりかどうかをお伺いしたいのです。

○吉瀬政府委員 従来の例からいいますと、自主交渉段階の第一次の有額回答でございますが、それを手がかりにいたしまして、調停、仲裁というような、結果においては解決のめどになっているような形をとっておると私も思っております。

○和田(春)委員 そういふ抽象的なことや手続を聞いてはいるんじゃないかと、いまもう四月もそろそろ下旬に入るわけです。自主交渉の段階で有額回答を出させるにしても、まあ出したというだけの儀式のものもありますよ。今回の賃上げに臨んで少なくとも労働側から見れば低過ぎるというにしても、いわゆる客観的に見て、それは解決の土台になるという数字を出させるようにするつもりかどうかということをお伺いしているんです。

○水田国務大臣 それは法律でも一般公務員の給与とそれから民間の賃金を勘案してきめなければならぬということになっておりますので、一応民間の賃金の上がりぐあい、妥結のぐあいを見て有額回答がされるという以上は、これがやはり妥当な、合理的な数字であるべきであるというふうに考えます。

○和田(春)委員 よくわかったようなわからぬようなあれですけども、先ほどの質問者も取り上げておりましたように、ここ数年の賃金決定のパターンをいえば、鉄鋼大手の回答が金額的に上限を示している。大体造船大手が上のほうの、上位のほうの水準を示している。その中間できまってくるというのがいままでの経過であります。もし民間の賃金水準に見合つて妥当なものを勘案するという形になると、少なくとも鉄鋼大手の第一次回答、これは金額の問題ではありませぬよ、水準として昨年と比較した場合にそれ以下のものではない。それ以上の線において客観的に妥当な回答を出す、こういうふうに理解してよろしうございませうか。

○水田国務大臣 それは、各企業体がどういう回答をしようかということをお伺いしている検討している最中だろうと私は思います。したがって、これは大蔵大臣がこういう回答を出すとか出さないとか、いまそれを言える時期ではないと私は思うのでございませう。

○和田(春)委員 そんな調子のいいことを言うてもだめですよ。いつでも有額回答が出てくるたびに、各企業体の独自性に基づいてそれぞれの独自の回答案が出てこないのですから。ずっとそろった同じものが出てくるので、もう大蔵省が全部リモコンをして、大蔵省がうんと言わない数字は出せないというのが実態じゃないですか。だから大蔵大臣にお伺いしているのです。だから、そういう意味で、各企業体の総裁にしても企業の運営についてはかなりの権限を持っているかも知れないけれども、いかに悪いかは別としても、賃金決定という問題に関する限り自主性が無いのですよ。裏のなんさんは大蔵省なんですか。大蔵大臣、そういう立場に立つてお答えください。

○水田国務大臣 そうではなくて、大蔵省が公共企業体の有額回答の額をきめるということではなくて、これは各企業体から、これくらい有額回答をしたいというものがまず各企業体においてつくられてくるのが当然でございますので、現在のところはまだ民間の賃上げ問題が進んでおりませんので、したがって、各企業体に、有額回答の企業体自身の案というものが現在まだできていない、ほんとうのものができていないという段階でございます。私のはうでその段階でどうこう言うことはこれは適当でないと思っております。

○和田(春)委員 虚構にしがみついているという態度をとっておるから、労使の紛争を激化させるばかりなんです。ストライキを公労法によって三公五現の職員の諸君は禁止されておる。にもかかわらず、そういう行為が起きますと、法律違反だ、法律違反だと言われけれども、実際に決定権を、実権を握っている大蔵大臣が、四月も終わりのこの段階に来て、そういう考え方を持っているようだから、起こらなくてもいい紛争を起こさせるのだ

と私は思うのです。

いつまでも押し問答をやっておつても、時間がありませぬので、具体的に伺いたいと思います。

国鉄副総裁がお見えになっておりますが、国鉄は運賃値上げ法案もまだ審議が始まったばかりであります。暫定予算も組んでおるわけでありまして、再建計画というものの、非常に重大な問題が起きているわけです。国鉄は、国鉄当局の自主性に依拠して有額回答を行なう余裕はありますか。

○山田説明員 いまお話しのように、四十七年度予算におきましては、御承知のように他公社並みに五割のベースアップの予算、それと二・七割の昇給の予算とは入っておりますが、これはまだ成立いたしておりませんで、いま御審議中でございます。かりにそれがいざ成立する——と私ども期待いたしておりますが、いたしまして、その資金の手当てをいたしまして、大蔵大臣も再三お述べになりますように、大きなものいたしました。運賃値上げ分が約千八百億円でございます。それから、政府からいただく補助金その他が約千億円でございます。そのほかに国鉄自体の経営努力というので、これはなかなか計算まではできませんけれども、具体的ないろいろな合理化案件、これらは私ども大きな組合が三つございまして、それぞれに提示いたしましていま詰めてやっております最中でございます。そういうふうな財政的にはまだこすというところを確信をもって言える体質になっておりませんことは非常に残念に思つてございまして、率直に申し上げます、こういうふうなベースアップをお願いしたいという金額を政府に御相談に参るのに何か敷居が高いという率直な気持ちで苦慮いたしておるわけでございます。

○和田(春)委員 そういうことではなはだ困るのですが、きのうあたり佐藤総理がずいぶん不謹慎な怪しげな発言をしたものですから、ひよっとすると国鉄の運賃値上げ法案がつぶれるかも知れぬですね。期限切れで廃案になるかも知れぬから、そうなることを全く国鉄は処置なしなんです

それにもかかわらず、なおかつ一般の賃上げがあれば処理しなければならぬわけです。

これは、大蔵大臣に端的に最後にお伺いいたします。国鉄関係の予算がどうなろうと、運賃値上げがどうなろうと、これは他の二公五現にも関係することですが、仲裁裁定は完全に実施する、そういうたてまえにおいて善処をするということをお約束願えますか。

○水田国務大臣 仲裁裁定は十分尊重いたします。しかし、実際にできない場合には、これは意見を付して国会の議決を求めるという措置をとらざるを得ないという場面があるかも知れません。

○和田(春)委員 重ねてお伺いをいたします。そうすると、ことしの賃上げについては、予算上資金上の問題として、仲裁裁定が出て実施しないことあるべしというお答えですか。そうすると重大な問題ですが、時間の関係がありますから質問を保留いたしますけれども、また他の場合に追及したいと思つております。それとも従来の慣行を尊重する、仲裁裁定を実施するというところに誠意をもって当たるということをお約束なさるか、どちらか、最後にもう一回お伺いしたいと思います。

○水田国務大臣 それは政府としては十分努力をいたしますが、これは実際において不可能という場合が出た場合には、これはそういう措置をとらざるを得ない、これはそういうことでございませう。

○齋藤委員長 次に、石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案は、昨十八日、質疑を終了いたしております。

これより討論に入るのでありますが、本案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

○齋藤委員長 起立多数。よって本案は原案のとおり可決いたしました。
おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○齋藤委員長 午後二時より再開することとしたし、この際、暫時休憩いたします。
午後零時五十五分休憩

午後二時十五分開議

○山下(元)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。山中吾郎君

○山中(吾)委員 この法案をずっと検討してみましたが、目的改正を含んでおる法案としては重大な改正だと私は感じておるので、言え、戦術的改正でなくて戦術的改正といえますか、そういう重大な意味があるので、内部的に利率をどうするかとかそういう問題でない、たいへんな中身を含んでおるので、戦術的質問に対する戦術的答弁では、この法案の改正に合わないと思う。したがって、私は戦術的答弁をお願いしたいと思うのですが、この目的改正を見ますと、「経済の再建」という目的は取って「経済社会の発展」という新しい目的を入れて、従前の「産業の開発」はそのままである。非常に大きい移行があるわけです。こ

ういうこの法案を提案する際に、大蔵省並びに開発銀行の総裁においても、過去に対する評価、それから現在の経済情勢に対する分析、そして今後この開発銀行の日本経済の発展に対する使命、そういう戦略的な検討をいろいろされて出されたものでないか、そういうことについての御見解をまずお聞きしておきたいと思ひます。

○近藤政府委員 大きな戦略として、いかなる経緯を従来たどつてまいり、今後いかなるビジョンをもつて開発銀行の目的を変えていくとしておるのかという御質問でございますが、御承知のように、開発銀行当初のねらい、これは電力、海運、石炭、鉄鋼というような基幹産業に対する重点融資で始まりまして、三十年代には、高度成長の一翼をにないます機械工業、石油化学に対する融資等に分野が拡大されました。また、地域開発が始まりましたのも、このころ、三十四年からでございます。そして四十年代に入りましてからは、産業開発融資といたしまして、開放体制移行に対応しまして、国際競争力の強化という観点から、石油化学、特殊鋼などの体制整備が取り入れられますとともに、わが国独自の技術開発を促進いたしますため、国産技術振興等の融資が増大してまいりました。このため、最近では、大都市における過密状態の是正のために、大都市再開発とあるいは物価対策と関連いたしましての流通近代化、さらには公害防止というような方向が取り入れられてまいりました。

そこで、この第一条の「経済の再建及び産業の開発」が「産業の開発及び経済社会の発展」ということに変えられざるを得ませんゆえんのもは、もはや再建という時期は過ぎたということのほか、産業の開発というものが、単にものをつくればよいというものではない、公害問題等企業の社会的責任にも十分配慮し、またそうしなければ産業の発展はあり得ないという最近の状態を踏まえまして、産業のそういう意味での開発を通じて経済社会の発展をはかる。特に経済社会の

発展というのは、気持ちとしてはまさに生活優先の社会の発展という意味でございますが、開発銀行が銀行である、金融機関であるという関係から、経済社会の発展とうたっておりますが、そういう方向に向いてこの開発銀行の目的を変更してまいらうという趣旨でございます。

○石原説明員 大蔵銀行局長のお答えをいただいたので、尽きおるかと思うわけであります。先ほども堀委員のお尋ねに対して申し上げたわけではございますけれども、たとえば社会開発ということばでいわれますのは、内容は必ずしも正確でない点もございまして、さらに、たとえば地域開発あるいは都市開発、公害というようなものを合わせてみますと、四十七年度におきましては四〇兆ぐらいの融資割合に相なります。四年前で、四十二年度におきましてはこれが二六、七でございまして、金額全体がふえております。そのうちで構成比の上からいまして、そういうふうにいわれる社会開発的なものがふえてい。なお、いま申しましたのは都市開発と地域開発との関係でございますので、たとえば、それ以外に、ことし八十億という新しいガスの項目を設けました。これは特定導管という、大田東京、大阪の周辺に環状線をつくりまして、それからガスを輸出。それと合わせて、天然ガスの気化装置と申しますか、輸入いたしました天然ガスを気化したします装置を合わせまして、天然ガスの無公害燃料で供給をふやすというふうなことも入っておりますから、そういうものを合わせますと、四割をだいたひ上回るような状況でございます。こういうような傾向が今後、先ほど銀行局長のお答えになりました趣旨におきまして、だんだん開発銀行の主力になってまいらなうんじゃないかというふうなことで考えております。今後、そういうような社会福祉と申しますか、国民生活と申しますか、そういう都市問題あるいは公害問題、環境問題、そういうようなことに、これは大部分は公共投資と申しますか、国、地方団体のやられることでありますけれども、民間企業の

やられる割合がだんだんふえてまいりますので、私もそういうところ非常に力を注いでまいりたいというふうな考えでございます。

○山中(吾)委員 もう少し戦略的な御意見が答弁されると私は思ったのですが、ただこの開発銀行の対象が地域開発に移ったというだけでなくて、日本全体の経済の方向、あり方がどうあるべきかというふうなビジョンが皆さんの中にあって、そして目的変更が出たんじゃないか、そうあるべきではないかと私は思っております。何となれば、第一条を見ますと、一般の金融機関が行なう金融を補完するだけじゃなくて、奨励することを目的としておりますから、開発銀行が一つの奨励をするという任務を持っておれば、どの方向に奨励するのか。日本の経済の進む方向に対する一つの識見とかビジョンがあって、はじめて奨励ということができるのではないかと。産業開発あるいは市街地自主開発というその項目でなくて、開発の方向ですね、産業開発の方向、そういう方向について確固たる一つの考えがあり、その考えがもし政府とそこする場合については、政府の承認を得るとかいろいろの手続はあるにしても、そういう確固たる発展の方向に、いまでいえば七〇年代の政策転換のときでもあるから、そういうことをお持ちになって、はじめて奨励が誤りない奨励になる。方向のない奨励で、ただある地域の再開発に必要だからというだけでは済まされない、そういうふうなこの法案を見たときに私は感じた。そういう意味において、お聞きしたのは、非常にもの足らないと思うんですが、それはいかがですか。

○近藤政府委員 その点は、まさにただいま御指摘になりましたような方向で私も開発銀行の進むべき道を考えているわけでございます。換言いたしますならば、経済をとにかく再建する、あるいは経済の発展をはかる、そして高度成長をもたらすというふうな従来の方向から、今後は大きく生活優先と申しますか、国民福祉優先と申しますか、そういうふうな方向にウエイトを移してまいり、そういう方向での改正案を御審議をお願い

私はこの日本列島周辺の大陸だなに對する水産資源をもつと科学的に開發するという事業が興れば積極的に協力するとか、また海洋開發というのは、一步間違えばこれはもう民族生存の条件が破壊されるんですから、海洋の開發と環境の保全という重大な問題があるので、そういうことも十分考へてこの日本開發銀行が發展の方向を持つておるならば、非常に大きい役割りを果たす。そういう方向感覚がなくて貸し出しを——この法案で初めて出資が出ているんでしょう。出資ということは私は、銀行以上の銀行になることだと思ふのですね。出資、何か經濟に参加をしていくということ。だから私は、名前は銀行でも、非常に質的轉換をするような感じがしている。そういうものがあつてしかるべきではないかと私は感じた。その点が一つある。もう一度お聞きして、次の質問に移ります。

行によって戦略的に転換をした、するんだと、そういうことを検討されて、開発銀行がこの法案の施行によって、電力の開発ということが東北の産業開発に重大な影響を与えるという自覚のもとに、東北開発についての開発研究組織を中であって、非常な努力をしている。そういう役割りを持つことによって、またこの開発銀行が役割りを果たすのである。そういう内容を持った改正ではないかと思うので、総裁も、事務的に、今度は借り入れ金は六倍が二十倍になったから、多く貸せるからいい顔ができるというような次元の低い問題ではなくて、出資という機能ができたというのは、非常に違ったものになると私は思うのです。そういう心がまえというものが前提でなければ、この法案の成立はたいして意味がないと思う

ざいます。副總裁一名、これは日本銀行の役員から行かれた方でございます。それから理事八名、そのうち四名の方は、開發銀行設立以來職員として事務に従事され、それから理事になられた方でございます。あと四名が、大蔵省、通産省、運輸省、日本銀行各一名ずつ、それぞれふさわしい問歴をお持ちの方でございます。監事二名、一名は開發銀行の職員から上がった方であり、一名は大蔵省から出られた方であります。以上でございます。

人の問題のお話でございますが、ただいま銀行局長からお話しございましたような経歴の人たちでございます。銀行部内の経験者もおりますし、各省で行政の責任のある地位にいた人でございすから、これをどういふふうにしてまとめて山中先生のおっしゃるような方向づけに誤りなきを期するかということに、従来も努力してまいりましたし、今後も努力してまいりたい。

の關係でこういう形の新しい企業が興っているわけでございます。それらは、また同時に私どもの融資対象でもあるわけでございます。そこで電算機によりますいろいろな推定作業をやりまして、どういうようなあり方でこういう新しい企業が成り立っていくか、そういうことにつきましたの勉強も、また御相談にも応じてやっておるわけでもあります。これは、一方におきまして先生おっしゃいますような長期ビジョンの問題でもありますと同時に、また各行が具体的に新しい企業をどう育てていくかということについて相当努力もしておりますし、今後もそういう方向でやってまいりたいと存じます。

○山中(吾)委員 民間の企業からそこに一人、二人入るべきではないかと、あるいは経済関係も含んだ学界から入ったかどうかという感じがするものですから、あるいはしろうと考えかもしないけれども、単なる銀行ではなく、政策銀行であるとは私を見るものですから、検討さるべき課題ではないか。これは私も十分検討、研究したわけでもないで、第六感ですから、これ以上深めるなにはないですけれども、検討に値するのではないかと、ということだけを申し上げておきたい。

それで、ずっと見ましたけれども、銀行の貸し付けの四十六年度の項目を配付されたもので見ましたが、エネルギー、海運、産業開発、都市開発、地方開発ですか、この中で、いままでの「経済の再建」という目的に当たるのはどれなのか、「産業の開発」というものに当たるのはどれなのか、「経済社会の発展」に当たるものはどれなのか、一応これはこれに当たるのだということを指摘してください。第一条に、一般的にこういう目的を並べておるのですから、具体的な貸し出し項目には、これはこの目的なんだ、これはこうだということが結びついていかなければ第一条は作文にすぎないので、貸し出しの実態と第一条の目的というものが別々であるというふうなことであるはずはないと思うのですね。そこで、もちろん交錯するものはあるでしょうが、大体のところこれ

はこういう目的なんだと、第一条の目的と照らして御説明願いたい。

○石原説明員　午前中に銀行局長から御答弁がありましたように、「産業の開発」というのと「経済社会の発展」というのは並立して書いてございますが、これは排他的な関係では実はございませんで、産業というものも、新しい觀念のもとに開発を行なうことがまた経済社会の発展にも通ずる。両者が完全に重複するんだということではございませんけれども、非常に多く重複といえますか、オーバーラップいたしております関係であるかと思ひます。したがひまして、ここにあげましたエネルギー、海運以下のどれが、経済の再建あるいは経済社会の発展、それから産業開発かということでございますが、そういう意味で、そのうちのなわ張りがどうだということはちよっと申し上げにくいのでございますが、先ほどもちよっと申し上げましたように、都市開発、地方開発、それから一番下にカッコ内で公害というのの書いてございますが、これは非常に社会開発的色彩の強いものだといふうにお考えいただいていいかと思ひます。ただ、このその他の中にも、先ほどもエネルギーの中のことを申し上げたわけでありませんが、ガスの新しい導管でありますとか、天然ガスの気化装置というものは、非常に社会開発的色彩が強いわけでございますから、排他的に都市開発と地方開発と公害とが社会開発だといふうに御理解いただくわけにはまいらぬと思ふのでありますが、そういう色彩の強いものといふうに、うちわけて申し上げればそういうことでございます。

ただ産業開発というのは、海運、エネルギーが産業開発ということに相なるわけでございますが、この産業開発におきましても、従来の産業開発の内容とだいぶ変わってまいりまして、たとえばこの産業開発の中に、電算機の関係がございます。それから国産技術開発の関係がございます。四十七年度の場合におきましては、この二つの項目で実は六、七割を占めるような状況になってお

ります。したがって、あとの機械振興事業法とか電子振興事業法、いま一緒の法律になっておりますが、あるいは体制整備というようなものが、かつては六、七割を占めておりましたのが、逆にそういう技術開発のウエートが非常にふえてきているわけでございます。これは社会開発ということにはすぐにはつながらないわけでございますが、これは相当社会開発の近くにあるものだということとでございます。したがって、この分類の中で大ざっぱな感じを、山中委員の御指摘あるいはお考えのとおりには正確なことはちょっと申し上げにくいのであります。大体の感じを申し上げます。そういうようなことでござい

○山中(重吉)委員長 私、質問申し上げる趣旨は、この一覧表の中で、業種別貸し出し残高の項目を見て、エネルギー関係の電力、石油、海運、これが今度の目的からはずされた「経済の再建」に主たる目的として出されておったものだ。そうして従前どおりの目的をそのまま維持して、さらに重点的にしようとした「産業開発」の項目は、その次の欄の特定機械、体制整備、技術開発、それは確かに中身を見ると産業開発を目的とした貸し出しに間違いない。そうして次の都市開発がいわゆる社会開発だ。したがって、この法律が目的変更されたのですから、電力、石油という基幹産業で、戦後経済の再建をはかるために主として基幹産業に主力を注いできたものを、重点はとっていく、貸し出しも少なくしていくんだ、こういう趣旨が

法案の趣旨になるのではないかということでお聞きしたわけですから。依然として電力とか石油とかいうふうな、あるいは海運の、経済の再建項目に対して同じようなことをしておるならば、この法改正の趣旨はない。だんだんとあとのほうの産業開発、都市開発のほうに貸し出し及び出資が重点的に動き、パーセンテージがふえていくのでなければ、この法律の目的はない。したがって、旧法において経済の再建、掲げておった目的が、とったのですから、とった分はどこに貸し出しその他の

方向が影響するか。そうすると、経済再建に相当する項目はどれかということが明確でないと、今後、法案が成立して、皆さんが施行されて、来年度また私が質問するときのめどがない。これは法執行の責任でしようから、そのエネルギー及び海運のところじゃないですかと聞いている。そういう意味なんです。

○近藤政府委員　ただいま御指摘のような見地から産業開発の項目をあげてみますと、電力、石油、海運、特定機械、体制整備、技術開発、国際観光、石炭などになります。それから、社会開発といたしましては、大都市再開発、流通近代化、公害防止というようなものが入ります。

そこで、それらにつきまして、ただいま御指摘のような大きな戦略的な転換がどうなされたか、また今後どういうふうにしていくつもりかという点につきましては、まず産業開発につきまして、いま申し上げましたような項目からなります産業開発につきまして、全体の融資の中のウェートを申し上げますと、昭和三十五年に産業開発全部で八二・八%でございました。それが四十年に七七・八%、四十五年に六九・一%、十年間に八二から六九まで下がってまいっております。それから、社会開発のほうで同じように五年ごとでとってみますと、三十五年に社会開発が四・五%、それが四十年に五・二%、四十五年に一五・七%、ほぼ三倍ぐらいに伸びてまいっております。今回の目的を明らかに改めさせていただくことになりましたれば、こういう傾向は、実際、実態面の需要と相まちまして、さらに強く表面に出てくることとと考えております。

○石原説明員　ちよつと補足して申し上げますと、先ほど山中委員の御指摘がございましたのは、貸し付け残高のほうの關係でございましたので、その点でちよつと山中委員のおっしゃるようなことに実はなっているのだということを申し上げたいわけであります。

これは、下のほうへ出ておりますのは残高でございますから……。電力は非常な長期の融資をい

たしております。二十年、非常に古い時代には水力、火力も三十年というようなものがございまして、海運もいま十一年、十三年と非常に長期な貸し出しをいたしております。したがって、残高ベースの構成比と、それから上のほうの、四十六年度なり四十七年度の貸し付けのウェイトが違ってくることを申し上げたいわけでありまして。

たとえて申し上げますと、電力が一八兆という残高ベースでございまして、これは六百十七億の中に三百十七億入ってございましてけれども、これは七兆程度でございまして、残高では一八兆だが現年度ベースでは七兆である、こういうことである。海運は、ごらんのように三四兆の残高でございまして、現在は、四十七年度は二五・九兆でございまして、同じように都市開発が、これは流通近代化あわせて一〇兆でございまして、これが四十七年度におきましては一六兆余に相なっております。

そういうふうな、この残高ベースと新しい残高ベースを御比較なさいますと、どういふところに方向転換と申しますか、変わってきたところがあるかということがおわかりになるかと思ひまして、ただいまの御質問に関連してお答え申し上げます。

○山中(吾)委員 了解しました。

そこで次に、石油コンビナートなどをもうこれ以上日本列島の中に持つてくることは、私は反対なんです、もう公害でね。もし必要なら日本列島の外で、日本の資本を出してやるべきだと思ひます。したがって、私は、こういう戦略的な改正をしたあとは、総裁及び大蔵省においても、もちろん日本の全体的な政策は政府がやるのですが、その中における方向についても、一つの貸し出し及び出資の基本方針が政策としてなければならぬので先ほどお聞きしたのですが、もう国内の石油コンビナートなどに協力する必要はないと思うのですが、これから新しいものはいかがですか。

○石原説明員 石油コンビナートとおっしゃいますのは、石油精製あるいは石油化学ということに關連いたすかと思ひますが、これは、これからの産業政策の問題でございまして、おそろくは今後そういうような大きなエネルギーを消費いたします産業というものは、いわゆる今回出資のほうでお願いをいたしております大規模工業基地というものを中心にして立地をいたすかと思ひますのでございまして。今回出資をお願いいたしますように、先ほど銀行局長がお答え申し上げましたように、やはり国としてもそういうようなものに計画から参加してまいるといふ体制であろうかと思ひますのでありますが、それは非常に環境をよくし、環境が十分に保全せられるというようなことを頭に置いて今後の工業基地というものはつくられてまいり、こういうことであるかと思ひます。したがって、私も、私どももいたしましては、出資を通じてあるいは融資を通じて、そういうような環境が十分保全せられたるものにおいて今後の工業発展というものがあつて、こういうことでお手伝いを申し上げたいというふうに考えております。

すの、石油精製あるいは石油化学ということに關連いたすかと思ひますが、これは、これからの産業政策の問題でございまして、おそろくは今後そういうような大きなエネルギーを消費いたします産業というものは、いわゆる今回出資のほうでお願いをいたしております大規模工業基地というものを中心にして立地をいたすかと思ひますのでございまして。今回出資をお願いいたしますように、先ほど銀行局長がお答え申し上げましたように、やはり国としてもそういうようなものに計画から参加してまいるといふ体制であろうかと思ひますのでありますが、それは非常に環境をよくし、環境が十分に保全せられるというようなことを頭に置いて今後の工業基地というものはつくられてまいり、こういうことであるかと思ひます。したがって、私も、私どももいたしましては、出資を通じてあるいは融資を通じて、そういうような環境が十分保全せられたるものにおいて今後の工業発展というものがあつて、こういうことでお手伝いを申し上げたいというふうに考えております。

いま山中委員御指摘でございましたように、海外立地ということも当然考えられることだと思ひますし、政府もそういうような方向で指導せられるのだと思ひますけれども、同時に、国内でも非常な技術開発が行なわれつつあるわけでありまして、やはりそういうような技術開発の成果をあらわす見ながら産業政策は推進せらるべきじゃないかという、これは私の感じでございます。ほんとうのところはしかるべき政府側のほうから御返事いただきたいと思います、私の申し上げる範囲を出る問題かと思ひますが、ちょっと私の感じを申し上げます。

○山中(吾)委員 公害のない日本列島を私は希望するものですから、公害産業にはこの開発銀行はむしろ消極的であるべきだと思ひますので、要望しておきたいと思ひます。

そこで、ちょっと問題に入ってきたわけですが、大規模工業基地事業者に出資というのがこの新しい内容ですが、どうして大規模工業基地事業にだけ限定したのか、私はちょっと理由がわからないうです。

○近藤政府委員 出資の対象を大規模工業基地に限定いたしました理由といたしましては、本来政府関係機関というものは、御高承のとおり、民間の金融機関が果たすべき役割りを補充するということが主たる任務でございまして、民間金融機関の手に合致しないもの、具体的に申し上げますならば、土地の取得、造成、分譲を大規模に行なうものが大規模工業基地でございまして、先行投資を含めまして、多額の資金が必要になるわけでございまして。そしてまた同時に、それは国土総合開発の一環として全体の計画に適合するように実施されなければならない問題でございまして、公害などの環境問題に十分配慮しながら行なわれなければならないものでございまして、これらを民間企業の手だけにゆだねるということにも、非常に大きな問題があるものでございまして。

○山中(吾)委員 少し答弁がずれたのですが、石油コンビナートというものが公害産業になつてしまつておるから、これ以上——大いにつくつていいのですよ。しかし日本列島の外につくるときだけ出資を協力したらどうか、国内のあちこちにつくるときはもうおやめになつたらどうか、これは一つのこの法律運営の方針の問題ですから、そういうふうな感ずるのだが、どうだと聞いたのです。これはしろうと考へてはね。

○石原説明員 その点は、実は産業政策の問題でございまして、政府側からお答えいただくべき筋だと存じますが、石油精製にいたしましては、それによつて伴います排出物の関係があると思ひますが、これは私もお手伝いをいたしてあります関係でいささか承知をいたしておるわけでありまして、たとえば煙から硫黄を抜くというような技術もだんだん発達をいたしてまいるわけでございます。したがって、そういうようなものが

○山中(吾)委員 大規模工業基地というのは、たとえば日本に二カ所か三カ所ぐらいのことだけが想定されてくるのではないか。そこで、この開発銀行の資金の偏在をみないものになるし、

均衡のとれた国土計画からいえば、なぜ大規模工業基地ということに限定したかということについて非常に疑問ですが、具体的にはどういうところになりますか。

それからもう一つ、工業基地というようになぜ限定したのか。開発銀行が戦略的に転換をして、均衡のとれた日本の国土の開発という大眼目があるならば、たとえば筑波の学都、あの広大なものに對してどうして出資することが制限されるのか。あるいは明日香その他の文化財都市というようなもので開発計画があったときに、どうして出資を限定するのか。開発銀行がなぜ大規模——どこまでが大規模か小規模かを聞いているのではない。それは先ほど堀委員が聞いておったから、それを私はここで聞いているのではないのですよ。大規模ということに限定したか。全国的にむしろ中企業工業基地のほうが非常に大事ではないかと思うことが一つ、その次に、どうして工業基地を限定するのか。なぜ筑波のような大学園都市に對してはそっぽを向かなければならないのか。あるいはまた、いま問題になっておる明日香のような文化財都市というものが出たときに、なぜそれに対して開発銀行はそっぽを向くのかというところが私は疑問になるので、その辺の考え方はどうなっているのかということなんです。

○近藤政府委員 対象が大規模である必要性、それから対象を工業基地に限った理由という点が、御質疑のポイントであるかと存じますが、まず、大規模という点から申し上げますと、中規模もしくは小規模の場合におきましては、おおむね民間自体の手によって十分それをまかなひ得ますと同時に、それを民間の手にゆだねましても、そこに於ける住民の生活、公害問題等に対する影響があまり深刻でない場合のほうが概して多いということから、大規模に限っているわけでございます。それから次に、工業に限っておつて、たとえば明日香とかそういうものを除外したのは何かということでございますが、やはり出資によりまして政府機関が直接関与してまいります一番の眼目

は、政府自身の、と申しますか、政府系金融機関を通じて公共性が十分に確保される、それによりまして公害等の除去が容易に行なわれるということ等をねらいとしておりますので、公害の発生などに関連のございます工業基地に限定をいたしているわけでございます。

○山中(吾)委員 どうもその答弁は矛盾に感ずるのですが、公共性というのは、学都とか文化財のほうからさらに公共的だ。工業というのは、私企業じゃないですか。実体は私企業援助でしょう。私は、政府機関ですから、むしろ非生産的なものに援助するということが政府機関としての任務があるのであつて、最も国家的な、最も公共的なものというものは、学都のほうであると思うのですよ。工業というのは、どうして公共性なんですか。全部大資本の企業に利潤を援助することになる。しかし、間接的に現在の大資本機構ではやむを得ないから援助するのであつて、もっと直接的に公共的なものをなぜ排除するかということなんです。

それから、日本のような国土の中で、中規模都市の開発建設こそ均衡のとれた国土になるのであつて、またその都市ほど財政的に困難である。大規模の場合は、むしろ大資本が効率的に、また利潤探算からいっていいということで堂々と入っていく。おそらく青森のむつ開発なんかそこに入るのかしらぬ。そして一番公害を発生する地域になる。大規模工業基地が公害基地になるのであるから、少しずつ分散をしたら公害にはならないという論理で、むしろ大都市、中工業地域ということが主張されておるときなので、そのようなところが逆行しておるのではないか。局長の説明は、私の疑問の解明の逆になつてゐる。

○近藤政府委員 開発銀行も金融機関でございますので、その意味で、金融ベースに乗るところでございまして、金融ベース以外の方法に強いものにつきましては、金融ベース以外の方法によるべきものにつきましては、たとえば国自身あるいは都道府県、そういうものが直接これを取り

上げるといふことが適當でございます。先ほど来申し上げておりますのは、その金融ベースに乗るものの中で最も公共性が強いものについてのことを申し上げた次第でございます。

○山中(吾)委員 金融ベースをはずせとまでは言わないのです。金融ベースに乗ってけつこうです。しかし、この目的が社会開発という戦略的転換をして、そして都市開発というふうないわゆる経済より拡大された社会開発に、法案の第一条に目的を書いておるから、私、聞いておるのです。経済、産業開発に限定しないで、戦略転換をしたのでしょ。そのときに、またすべてここに経済と結びつけなければならぬというところに矛盾があるの、金融ベースけつこうです。ただし、民間の金融機関とは違ふ。そのために政府が出資をしておるのですから、おのずから違ふと思うのです。そのことからいって、大規模工業基地に限定するといふ理屈が、あまりいろいろと考へないで、何か伝統的な思考の中にずっと乗ってきただけじゃないかと私は思うので、お聞きしているわけなんです。

○石原説明員 先ほど銀行局長からお話ございましたように、公共性は非常に強い収益が採算に乗りませんものは、本来の公共資金——国、地方団体、そういうふうな公共資金でおやりになることだと思ひます。先ほど山中委員の御指摘になりましたようなものは、本来の公共資金をもって現在処置をいたしておられると思ひます。今後ともそういうことに相なるかと思ひます。そういうことが非常に大事だという点は、山中委員のおっしゃるとおりだと思ひます。そういう方向に今後公共資金の配分が行なわれるべきであらうということ、私も全く同感であります。

それからもう一つ、先ほどお話のございました、大規模じゃなくて、中小規模でどうだろうかと、工業といわぬでそれ以外の、たとえば商業にいたしましてもあるわけでございますが、そこら辺はどうして対象にしないかという点でございますが、現在のところ、御承知のように、各地に

団地ができております。これは工業の関係もございまして、商業の関係もございまして。これは規模の中小といひますか、小さいものにつきましては、たとえば中小企業の振興事業団でございますとか、そういうような中小関係の金融機関がございまして、これがそのほうの責任を持っておるわけでございまして。ただ、これが大規模になりまして、中小企業振興事業団とかあるいは中小関係の政府関係金融機関ではまかないきれないようなものがございまして。たとえば、私どものほうで、流通業務市街地整備法というものに伴ひまして、御承知のように、羽田に参ります途中左側に、いわゆる京浜二区という非常に大きな流通センターがございます。この中でトラックターミナルをやる、あるいは総合卸売りセンターをやる、共同倉庫をやるというようなことにいたしまして、これに對しまして私ども融資をいたしておるわけでございまして。しかしながら、これらのものは、その規模におきまして、先ほどちょっと申し上げましたように、数万坪というような大きな規模で大規模工業基地をやるというように比べますと、所要資金のスケールも違ひますし、私どもが金融機関として本来例外に属します出資という手段をとりませんでもお手伝いができるし、また、お手伝いをいたしておるわけでございまして。

したがいまして、工業基地だけを特に偏重するといふわけではございせんが、大規模工業基地というところで今回法律改正で出資の規定を入れていただこうと思つておりますのは、非常に金額が大きく、しかも資本の懐妊期間と申しますか、先行投資性が非常に強いものでございまして、したがって、何らかの出資というふうな手段で突っかい棒をいたしませんと、国として考えます所期の開発ができない、こういうことになると思ひます。したがいまして、先ほど銀行局長からお答えいただきましたように、将来、工業基地以外のもの、しかもある程度収益ベースに乗って、国家的に見て非常に大事というものがございまして、これはまたそのときに、法律改正ということ

になるかどうか存じませんが、何らかの措置をしなければならぬことがあるかと存じますけれども、現在でも、非常に大規模な宅地開発をいたしますと、その中に学校ができるというようなことがございます。しかしながら、筑波学園都市のような規模になりますと、これはあれ全体としては収益ベースに乗りませんのですから、したがって、現在も公共資金でやっていらっしゃるわけでございますから、そこら辺には、同じ公共性のあるものにつきましても、おのずから分界がある。私どもがいま担当しておりますところで申しますと、大規模工業基地というものにまず当面限定せざるを得ないんじゃないだろうか、このように考えております。

○山中(吾)委員 私立大学なんか金融ベースにちゃんと乗りますよ。たいそうもうけるのだ。だから、私はベースのことは触れないで、開発銀行というものは、むしろ産業開発ではなくて、国土開発銀行というようなイメージに転換しておる法案だというふうに感ずるものですから、そういうことと、それから大規模工業基地というのは、大資本の大企業援助ということに実態がなるのじゃないか、公害都市をつくるのではないかということとを心配するから申し上げたのです。

いずれにしても、私は十分実態を体験の中で知っておるわけでもないのです、この法案を見て、将来どういうように発展して、どういうプラスがあり、どういうマイナスが出るかということを考えて質問したわけなんです、いずれにしても戦略的改正だと思えますので、その辺もう少しいままでの考え方から脱却をして、識見の高い援助をしていただきたいし、少なくとも一べつしたときに、陸上だけを考えた開発で、海洋に目を向けた点が非常に抜けておるといふうな感じがしたので、そういう方向についてのいろいろの検討を含んで、この法案の運営について御検討を願うことをお願いして、私の質問を終わります。

○山下(元)委員長代理 次回は、来たる二十一日金曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開

会することとしたし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十二分散会

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行うこと」を「行なうこと等」に、

「経済の再建及び産業の開発」を「産業の開発及び経済社会の発展」に、「行う金融」を「行なう金融等」に改める。

第十八条第一項第一号中「経済の再建及び産業の開発に寄与する設備(船舶)を」を「産業の開発及び経済社会の発展に寄与する設備(航空機、船舶)に、又は経済の再建及び産業の開発に寄与する事業の用に供する」を、「産業の開発及び経済社会の発展に寄与する」に改め、「取得を含む。」の下に「又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業(主として住宅を建設するものを除く。に係る施設の建設若しくは整備)を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 産業の開発の程度が低く、その振興を促進する必要がある地域において大規模な工業基地の建設事業を行なう者に対し、大蔵大臣の認可を受けて、当該建設事業に必要な資金の出資をすること。

第十八条の二第一項中「六倍」を「二十倍」に改め、同条第二項中「行う」を「行なう」に、「並びに同項第四号」を、「同項第四号」に改め、「債務の現在額」の下に「並びに同項第五号の規定により行なう出資の現在額」を加える。

第十九条第一項中「及び債務保証料」を、「債務保証料及び出資に対する配当金」に改める。

第二十条中「債務の保証の履行の方法」の下に「出資の方法」を加える。

第二十四条第二項中「債務の保証料」の下に

「出資に対する配当金」を加える。

第五十一条第五号中「若しくは債務の保証」を「債務の保証若しくは出資」に改める。

附則

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

理由

経済社会の進展に即応するため、日本開発銀行の目的を改めるとともに、同行の業務の範囲に既成市街地の整備改善事業に係る貸付け及び大規模工業基地建設事業に係る出資を追加するほか、同行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げる等の必要がある。これら、この法律案を提出する理由である。

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案

準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。
この法律において「指定金融機関」とは、次に掲げる者(第四号から第九号までに掲げる者にあつては、これらの者のうち政令で定めるものに限る。)をいう。

一 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第二条の免許を受けた銀行(以下「銀行」という。)

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行

三 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第一条第一項に規定する外国為替銀行

四 相互銀行

五 信用金庫

六 信用金庫連合会

七 農林中央金庫

八 商工組合中央金庫

九 保険業法(昭和十四年法律第四十二号)第一

条第一項の免許を受けた生命保険会社

第二条第四項を削り、同条第三項中「預金(外貨預金その他の政令で定める預金を除き、貯金及び定期積金を含む。以下同じ。の額に対する当該指定金融機関の」を「各指定金融機関の残高又は指定増加額に対する当該指定金融機関の残高又は指定増加額に係る」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

三 この法律において「指定勘定」とは、次に掲げるものに係る勘定をいう。

一 預金(第四号に該当する預金その他政令で定める預金を除くものとし、貯金及び定期積金を含むものとする。)

二 指定金融機関が特別の法律により発行する債券のうち政令で定めるもの

三 信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で、多数の委託者の信託財産を合同して運用するもののうち政令で定めるものに係る信託契約により受け入れた金銭

四 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第五号に規定する居住者に係る外貨預金、同項第六号に規定する非居住者に係る預金その他の指定金融機関の債務で政令で定めるもの

五 前各号に掲げる債務に準ずるものとして政令で定めるもの

四 この法律において「指定勘定増加額」とは、指定金融機関の各指定勘定の残高が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に掲げる金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額をいう。

一 日本銀行が第四条の規定により基準日を定めた場合、その日の終業時における当該指定勘定の残高

二 日本銀行が第四条の規定により基準期間を定めた場合、その期間中の毎日(当日が休日であるときは、その前日。第七条において同じ。の終業時における当該指定勘定の残高の合計額をその期間の日数で除して得た金額

第三条中「第七条第一項」の下に「又は第二

項」を加える。

第四条の前の見出し中「準備率」を「準備率等」に改め、同条第一項中「準備率」の下に「又は基準日等（指定勘定増加額に係る基準日又は基準期間をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「百分の十」を「百分の二十（第二条第三項第四号に該当する指定勘定に係る準備率については、百分の百）」に改め、同条第三項中「準備率」の下に「又は基準日等」を加える。

第五条中「準備率」の下に「又は基準日等」を加え、「定期性預金及びその他の預金の別又は政令で定める指定金融機関別」を「政令で定める指定勘定又は指定金融機関の別」に改める。

第六条中「準備率」の下に「又は基準日等」を加える。

第七条第一項中「（当日が休日ときは前日。以下次項において同じ。）」を削り、「終業時の預金の残高」を「終業時における各指定勘定の残高又は指定勘定増加額」に改め、「その日における」の下に「当該指定勘定の残高又は指定勘定増加額に係る」を加え、同項後段中「準備率」を「当該準備率」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の場合において、一の指定金融機関の一の指定勘定につき指定勘定の残高に係る準備率と指定勘定増加額に係る準備率とがともに定められているときは、当該指定金融機関の法定準備預金額の計算上、当該指定勘定の残高に係る準備率を乗すべき金額は、同項に規定する毎日の終業時における当該指定勘定の残高のうち指定勘定増加額を除いた金額とする。

第八条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第九条中「預金」を「指定勘定」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条ノ三第六号中「準備率」の下に「又は基準日等」を加える。

3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十一号中「準備率」の下に「又は基準日等」を加える。

理 由

最近におけるわが国経済の国際化の進展に伴う金融環境の変化に対処して、金融政策を効果的に運営するため、準備預金制度を適用する金融機関及び勘定の範囲を拡充するとともに、準備率の最高限度を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。